

滋賀県労働委員会

年 報

－ 令和 6 年版 －



滋賀県労働委員会事務局編

は じ め に

令和6年は、春季労使交渉の賃上げ率が33年ぶりの高水準となりましたが、物価上昇も続き、実質賃金は低下しました。一方、前年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が始まり、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりが後押しされたこと、5年間猶予されていた建設業やドライバー等への「時間外労働の上限規制」の適用が令和6年4月から開始されたこと、また育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正もあり、誰もが働きやすい社会に向かって、労働環境の変化を感じる年となりました。

さて、この年報は、令和6年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った事件の処理状況および当委員会の活動状況の概要をまとめたものです。

不当労働行為事件の審査については、令和2年以来、4年ぶりに新たな申立てが1件あり、年内に関与和解で終結となりました。また、調整事件については、集团的労使紛争の新規あっせん申請が1件あり、年内に終結となりました。個別的労使紛争の新規あっせん申請は、前年の1件より大幅に増えて11件あり、そのうち1件が翌年に繰越しとなりました。

これらの事件の公正かつ迅速な処理、さらには健全な労使関係の確立のため、御尽力を賜りました関係者の皆さま方に深く感謝申し上げます。

当委員会では、不当労働行為事件の審査期間の目標を1年2か月とし、できる限り迅速な処理に努めるとともに、労働委員会制度の利用促進や労使紛争の未然防止に資するため、委員による労働相談や、事務局職員による日々の相談を実施しています。さらに、研修・啓発事業として、委員および事務局職員の研修の充実を図るとともに、県内の高校や大学等への出前講座を実施し、普及啓発活動に力を入れています。また、令和6年も県内事業所を訪問し、工場見学や社員の皆さまとの意見交換をさせていただき、実際の企業現場の様子を知る貴重な機会となりました。

冒頭にも申し上げましたように、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、私ども労働委員会もさまざまな労働問題に的確に対応できるよう、さらなる研さんを積んでいかなければなりません。加えて激しく変化する社会情勢にも対応していくことが求められています。

引き続き、労働委員会では、公労使三者構成という特性を活かし、労使関係の健全化にますます貢献していけるよう努力してまいります所存です。

今後とも関係機関の皆さまの一層の御支援を賜りますようお願いするとともに、この冊子が、日頃から労働問題に携わっておられる皆さま、また労働問題に関心をお持ちの方々の御参考になれば幸いです。

令和7年3月

滋賀県労働委員会

事務局長 草 川 佳 代

目 次

第1章 滋賀県労働委員会の構成

1	概要	1
2	沿革	1
3	委員	2
4	あっせん員候補者	3
5	事務局	4

第2章 滋賀県労働委員会の活動状況

第1節 会議等

1	概要	5
2	総会	5
3	公益委員会議	11
4	研究会	11
5	労働相談会	12
6	委員会連絡会議	12
7	事務局連絡会議	14
8	業務運営状況調査	15
9	審問見学	15
10	講座等	15
11	研修	15

第2節 事件取扱概況

		18
--	--	----

第3節 審査

1 不当労働行為事件審査

(1)	概況	20
(2)	審査の期間の目標の達成状況	20
(3)	取扱事件一覧表	21
(4)	事件の概要	22
(5)	再審査申立事件の概要	23
(6)	行政訴訟事件の概要	23

2 労働組合資格審査

(1)	概況	24
(2)	資格審査一覧表	25

第4節	調整	
(1)	概況	26
(2)	取扱事件一覧表	29
第5節	争議の実情調査	
(1)	概況	37
(2)	実情調査一覧	38
第6節	広報活動	39
資	料	
1	取扱事件統計	42
2	事件および労働相談の取扱件数の推移（グラフ）	47
3	労働組合状況	48
4	歴代委員名簿	51

第1章 滋賀県労働委員会の構成

1 概 要

都道府県労働委員会は、労働者の団結を擁護することおよび労働関係の公正な調整を図ることを任務として、労働組合法第19条の12および地方自治法第180条の5の規定に基づき、各都道府県が設ける行政委員会である。

当委員会は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員および使用者を代表する使用者委員各5名の計15名で構成されている。このうち労働者委員および使用者委員は、それぞれ県内の労働組合または使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員および使用者委員の同意を得て、いずれも知事から任命され、任期は2年である。

委員が任命され、委員会が構成されると、会務を総理する会長および会長の職務を代行する会長代理が公益委員の中から選挙される。

この他に委員会には、労働争議のあっせんを行うあっせん員候補者が置かれている。

また、委員会の事務を整理するため事務局が設けられ、事務局には会長の同意を得て知事から任命された事務局長以下必要な職員が置かれている。

委員会の職務権限の主なものは、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査、証明
- (2) 地公労法第5条第2項による認定、告示
- (3) 不当労働行為の審査、決定、命令
- (4) 労働争議のあっせん、調停、仲裁
- (5) 労働協約の拡張適用の決議
- (6) 争議発生届の受理
- (7) 公益事業における争議行為予告通知の受理
- (8) 労調法第37条違反に関する審査、処罰請求
- (9) 争議の実情調査
- (10) 個別的労使紛争のあっせん

以上のうち(1)、(2)、(3)、(5)および(8)は準司法的機能であり、このうち(5)を除いては公益委員のみで行う職務権限である。

2 沿 革

昭和21年（1946年）3月1日	旧労働組合法施行（中央労働委員会および地方労働委員会設置）
昭和21年（1946年）10月13日	労働関係調整法施行（あっせん、調停、仲裁等の規定明確化）
昭和22年（1947年）5月3日	日本国憲法施行
昭和24年（1949年）6月1日	現行労働組合法施行（労働組合の資格審査、不当労働行為の審査等が公益委員の専管事項へ変更）
昭和41年（1966年）4月30日	委員の任期が1年から2年に延長
平成12年（2000年）4月1日	地方分権一括法施行（地方労働委員会の事務が機関委任事務から自治事務へ変更）
平成13年（2001年）8月16日	個別的労使紛争のあっせん開始
平成13年（2001年）10月1日	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行
平成17年（2005年）1月1日	滋賀県地方労働委員会から滋賀県労働委員会へ改称
平成21年（2009年）10月	個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間開始
平成23年（2011年）10月	無料労働相談会（10月開催）開始
平成25年（2013年）6月	月例労働相談開始

3 委 員

令和6年は、第47期委員（令和5年4月1日付け任命）で運営された。

第47期滋賀県労働委員会委員名簿

（令和6年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職 等	経 歴	備 考
公 益 委 員	会長 吉 田 和 宏	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	会長代理 土 井 裕 明	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	中 岡 研 二	特定社会保険労務士	滋賀県社会保険労務士会会長	再
	奥 田 香 子	近畿大学法学部教授	近畿大学法科大学院教授	再
	中 睦	弁護士	滋賀紛争調整委員会委員	再
労 働 者 委 員	白 崎 直 樹	江若交通労働組合 執行委員長	江若交通労働組合 書記長	再
	大 西 省 三	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長	U Aゼンセン群馬県支部 支部長	再
	白 木 宏 司	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 副会長	再
	榎 並 典 朗	ヤンマー労働組合 中央副執行委員長	ヤンマー労働組合 中央執行委員	新
使 用 者 委 員	中 作 佳 正	株式会社ナカサク 代表取締役社長	株式会社ナカサク 専務取締役	再
	緒 方 章 宏	東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	東レ株式会社 三島工場 事務部長	新
	川 西 民 雄	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	株式会社滋賀銀行 長浜支店長	新
	城 月 祐 子	一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事	一般財団法人近畿健康管理センター 常務理事	新
	西 川 勝 之	レーク商事株式会社 取締役社長	株式会社滋賀銀行 常務取締役	新

※ 労働者委員1名欠員（令和6年12月31日現在）

なお、令和6年中の異動は次のとおりである。

令和6年1月1日付け就任：使用者委員 川西 民雄
 令和6年2月1日付け就任：労働者委員 榎並 典朗
 令和6年3月31日付け退任：使用者委員 北川 鉄樹
 令和6年3月31日付け退任：使用者委員 寺田 美弥子
 令和6年4月1日付け就任：使用者委員 城月 祐子
 令和6年4月1日付け就任：使用者委員 西川 勝之
 令和6年10月31日付け退任：労働者委員 池内 正博
 令和6年12月31日付け退任：公益委員 中岡 研二

4 あっせん員候補者

労働委員会では、労働関係調整法第10条および第11条の規定に基づき、学識経験を有する者で労働争議の解決につき援助を与えることができる者をあっせん員候補者としてあらかじめ委嘱している。あっせん員候補者の任期は、法律その他に定めがなく、委員改選後の最初の総会において、また、任期途中で委員の交替があった場合は新委員任命後の総会において、あっせん員候補者の委嘱および解任を決議し、決定することを慣例としている。労働委員会では、あっせん員候補者名簿を作成、常備しており、あっせんを行う際には、原則としてこの名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。なお、平成13年8月から実施している個別の労使紛争のあっせんについても、この名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。

滋賀県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和6年12月31日現在)

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
吉 田 和 宏	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成13. 4. 2
土 井 裕 明	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成21. 4. 1
中 岡 研 二	特定社会保険労務士 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
奥 田 香 子	近畿大学法学部教授 滋賀県労働委員会委員	平成23. 4. 1
中 睦	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成31. 4. 1
白 崎 直 樹	江若交通労働組合 執行委員長 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
大 西 省 三	UAゼンセン滋賀県支部 支部長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 4. 10
白 木 宏 司	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 10. 9
榎 並 典 朗	ヤンマー労働組合 中央副執行委員長 滋賀県労働委員会委員	令和6. 2. 9
中 作 佳 正	株式会社ナカサク 代表取締役社長 滋賀県労働委員会委員	令和3. 4. 1
緒 方 章 宏	東レ株式会社滋賀事業場 事務部長 滋賀県労働委員会委員	令和5. 11. 13
川 西 民 雄	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事 滋賀県労働委員会委員	令和6. 1. 12
城 月 祐 子	一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事 滋賀県労働委員会委員	令和6. 4. 12
西 川 勝 之	レーク商事株式会社 取締役社長 滋賀県労働委員会委員	令和6. 4. 12
草 川 佳 代	滋賀県労働委員会事務局長	令和6. 4. 12
森 俊 彦	滋賀県労働委員会事務局次長	平成30. 4. 13

5 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づき、労働委員会の事務を整理するために事務局が設置されており、局長以下の職員が配置されている。

事務局の分掌事務は次のとおりである。

- (1) 委員およびあっせん員候補者に関すること
- (2) 委員会の会議に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 職員の人事、給与、服務および福利厚生に関すること
- (5) 予算の経理および物品の出納保管に関すること
- (6) 滋賀県労働委員会訓令の制定改廃に関すること
- (7) 文書の収受、発送および保存に関すること
- (8) 関係資料の収集、整理および保管ならびに統計に関すること
- (9) 年報の編さん、刊行およびその他広報に関すること
- (10) 労働争議発生届および争議行為予告通知の受理に関すること
- (11) 労働争議のあっせん、調停および仲裁に関すること
- (12) 労働争議の実情調査に関すること
- (13) 調停委員会、仲裁委員会その他調整に関する委員会に関すること
- (14) 個別的労使紛争のあっせんに関すること
- (15) 公益委員会議その他審査に関する委員会に関すること
- (16) 労働組合の資格審査および証明に関すること
- (17) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定および告示に関すること
- (18) 不当労働行為に係る申立ての受理、審査および命令または決定に関すること
- (19) 不当労働行為に係る訴訟に関すること
- (20) 労働関係調整法第42条の規定による決議に関すること
- (21) 労働組合法第18条の規定による決議に関すること
- (22) 労働相談会および関係機関との連携に関すること
- (23) 労働委員会の活性化および研修・啓発に関すること
- (24) 関係機関への報告その他必要な連絡に関すること

滋賀県労働委員会事務局職員名簿

(令和6年12月31日現在)

職 名	氏 名	発令年月日
事 務 局 長	草 川 佳 代	令和6. 4. 1
次 長	森 俊 彦	平成30. 4. 1
副 主 幹	田 中 博	令和3. 4. 1
主 査	窪 田 大 輔	令和3. 4. 1
主 査	羽 山 裕 子	令和5. 4. 1
主 任 主 事	村 上 伊左武	令和6. 4. 1

第2章 滋賀県労働委員会の活動状況

第1節 会 議 等

1 概 要

労働委員会の業務は、委員会の持つ合議制の原則から、全て会議によって運営されている。

会議には、総会と公益委員会議、その他必要に応じて開催する調停委員会、仲裁委員会、小委員会等がある。

総会は、委員全員をもって構成され、公益委員会議で行うものを除いた全ての問題を審議し、委員会の活動方針や仕事の進め方を決定するもので、委員会運営の中枢的役割を果たしている。総会は労働委員会規則では毎月1回以上開かれることになっているが、当委員会では定例会を原則として毎月第2、第4金曜日の2回開催している。

公益委員会議は公益委員のみで行われる会議であり、不当労働行為事件の認定審査および命令の決定、労働組合の資格審査、その他地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示等を扱っている。この会議は必要に応じて開かれることになっている。

また、この他に専門知識の研鑽を図るために開催される研究会や他の都道府県労働委員会への調査、各労働委員会相互の連絡調整のために開催される全国、ブロック別の会議、および研修等があり、さらに、毎年10月の「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間に合わせた労働相談会に加え、平成25年度からは原則として毎月第4金曜日に月例労働相談を開催している。

令和6年中における会議等の開催状況は以下のとおりである。

2 総 会

開催回数	期 日	付議事項および報告事項
第1831回	令和6.1.12	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の委嘱および解任について 2 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和5年(調)第2号 イ 令和5年(調)第3号 (2) 争議の実情調査について 3 その他事項 (1) 月例労働相談(12月分)に係る概要報告について (2) 個別紛争専門研修の概要報告について (3) 令和6年度総会および研究会等開催予定(案)について (4) その他
1832	6. 1.26	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和5年(調)第2号 イ 令和5年(調)第3号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 個別紛争解決制度関係連絡協議会合同研修会の概要について (2) 労働組合基礎調査報告について (3) その他

1833	6.2.9	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の委嘱について 2 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和5年(調)第2号 イ 令和5年(調)第3号 ウ 令和6年(個)第1号 (2) 争議の実情調査について 3 その他事項 (1) 第141回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の概要について (2) 月例労働相談(1月分)に係る概要報告について (3) その他
1834	6.2.22	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和5年(調)第2号 イ 令和5年(調)第3号 ウ 令和6年(個)第1号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 令和6年度月例労働相談実施要領(案)について (2) その他
1835	6.3.8	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和5年(調)第3号 イ 令和6年(個)第1号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 労使関係セミナーin大阪(3/6)の概要について (2) その他
1836	6.3.22	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和5年(調)第3号 イ 令和6年(個)第1号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 労働相談取扱状況報告について (2) その他
1837	6.4.12	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の委嘱および解任について (2) 第47期使用者側後任役員の選出について 2 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和5年(調)第3号

		イ 令和6年（個）第1号 (2) 争議の実情調査について 3 その他事項 (1) 月例労働相談（3月分）に係る概要報告について (2) 令和6年度総会および諸会議について (3) 令和5年度活性化取組状況の報告について (4) その他
1838	6.4.26	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和6年（個）第1号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 第124回近畿ブロック労働委員会連絡協議会の議題について (2) 委員会研究会（5月17日）の開催案内について (3) その他
1839	6.5.10	1 報告事項 (1) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 月例労働相談（4月分）の概要報告について (2) 第124回近畿ブロック労働委員会連絡協議会の議題について (3) その他
1840	6.5.24	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和6年（個）第2号 イ 令和6年（個）第3号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 10月労働相談会実施要領（案）について (2) 令和5年度労働相談取扱状況について (3) その他
1841	6.6.17	1 報告事項 (1) 令和6年（不）第1号 (2) あっせんについて ア 令和6年（個）第2号 イ 令和6年（個）第3号 (3) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 近畿ブロック労側委員連絡会議総会(5/20)の概要について (2) 近畿ブロック労働委員会連絡協議会(6/3)の概要について (3) 月例労働相談（5月分）の報告について (4) その他
1842	6.6.28	1 報告事項 (1) 令和6年（不）第1号 (2) あっせんについて

		ア 令和6年（個）第2号 イ 令和6年（個）第3号 （3）争議の実情調査について 2 その他事項 （1）全国労働委員会事務局長連絡会議（6/13）の概要報告について （2）その他
1843	6.7.12	1 報告事項 （1）令和6年（不）第1号 （2）あっせんについて ア 令和6年（個）第4号 2 その他事項 （1）全国労働委員会会長連絡会議（6/14）の概要報告について （2）月例労働相談（6月分）の概要について （3）その他
1844	6.7.26	1 報告事項 （1）令和6年（不）第1号 （2）あっせんについて ア 令和6年（個）第4号 2 その他事項 （1）労働委員会事務局職員個別紛争専門研修の概要について （2）今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会の検討状況について （3）その他
1845	6.8.9	1 報告事項 （1）令和6年（不）第1号 （2）あっせんについて ア 令和6年（個）第4号 イ 令和6年（個）第5号 ウ 令和6年（個）第6号 エ 令和6年（個）第7号 2 その他事項 （1）その他
1846	6.8.23	1 報告事項 （1）令和6年（不）第1号 （2）あっせんについて ア 令和6年（個）第4号 イ 令和6年（個）第5号 ウ 令和6年（個）第6号 2 その他事項 （1）月例労働相談（7月分）の概要について （2）本監査の結果概要報告について （3）その他
1847	6.9.13	1 報告事項 （1）令和6年（不）第1号

		(2) あっせんについて ア 令和6年(個)第5号 イ 令和6年(個)第6号 ウ 令和6年(個)第8号 エ 令和6年(個)第9号 (3) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) その他
1848	6.9.27	1 報告事項 (1) 令和6年(不)第1号 (2) あっせんについて ア 令和6年(個)第5号 イ 令和6年(個)第8号 ウ 令和6年(個)第9号 (3) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 月例労働相談(8月分)の概要について (2) 令和6年度公労使委員合同研修の概要報告について (3) その他
1849	6.10.11	1 報告事項 (1) 令和6年(不)第1号 (2) あっせんについて ア 令和6年(個)第5号 イ 令和6年(個)第8号 ウ 令和6年(個)第9号 (3) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 月例労働相談(9月分)の概要について (2) 10月労働相談会の実施状況について (3) その他
1850	6.10.25	1 報告事項 (1) 令和6年(不)第1号 (2) あっせんについて ア 令和6年(調)第1号 イ 令和6年(個)第8号 ウ 令和6年(個)第9号 (3) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 10月労働相談会(10/13(日)、10/16(水)分)の概要について (2) その他
1851	6.11.11	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の解任について 2 報告事項 (1) 令和6年(不)第1号

		(2) 労働組合資格審査について（委員推薦） ア 令和6年（資）第2号 (3) あっせんについて ア 令和6年（調）第1号 イ 令和6年（個）第8号 ウ 令和6年（個）第9号 (4) 争議の実情調査について 3 その他事項 (1) 近畿ブロック労働委員会会長連絡会議（10/15）の概要について (2) 近畿ブロック労働委員会事務局長連絡会議（10/15）の概要について (3) 10月労働相談会（10/20(日)分）の概要について (4) その他
1852	6.11.22	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和6年（調）第1号 イ 令和6年（個）第8号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（10/28）の概要について (2) 奈良県労働委員会セミナー（10/31）の概要について (3) その他
1853	6.12.13	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和6年（調）第1号 イ 令和6年（個）第8号 ウ 令和6年（個）第10号 エ 令和6年（個）第11号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 全国労働委員会連絡協議会総会（11/14,15）の概要について (2) その他
1854	6.12.27	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和6年（個）第10号 イ 令和6年（個）第11号 (2) 争議の実情調査について 2 その他事項 (1) 月例労働相談（11月分）の概要について (2) 公労使個別紛争専門研修（12/5,6）の概要について (3) 労使関係セミナー（11/18）の概要について (4) その他

3 公益委員会議

開催回数	期 日	付議事項および協議事項
第1590回	令和6.1.15	1 協議事項 (1) 第141回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1591	6.6.17	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1592	6.6.28	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1593	6.7.12	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1594	6.7.26	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1595	6.8.9	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1596	6.8.23	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1597	6.9.13	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1598	6.9.27	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1599	6.10.11	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1600	6.10.25	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について
1601	6.11.11	1 付議事項 (1) 令和6年(不)第1号について (2) 労働組合資格審査について(委員推薦) 令和6年(資)第2号 2 その他

4 研究会

開催回数	期 日	内 容
第73回	令和6. 2. 16	講演：LGBT等性の多様性について (講師：NPO法人POSSE 佐藤 学氏)
74	6.5.17	講演：精神疾患と産業医との関わり 事業場の要望・労働者の要望 (講師：一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆氏)
75	6.9.20	講演：日本の雇用問題とジョブ型雇用 (講師：独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労働政策研究所長 濱口 桂一郎氏)
76	6.11.5	企業訪問：ヤンマーパワーテクノロジー株式会社 小形事業部 伊吹工場

5 労働相談会

(1) 月例労働相談

期 日	場 所	相談員（委員）			事務局	相談件数
		公益	労働者	使用者		
令和6.1.26	委員会室	中委員	白崎委員	北川委員	羽山主任主事	1
6.3.22	〃	土井会長代理	大西委員	中作委員	田中副主幹 麻野主事	2
6.4.26	〃	奥田委員	白崎委員	緒方委員	田中副主幹	1
6.5.24	〃	中委員	榎並委員	中作委員	窪田主査 村上主任主事	1
6.6.28	〃	中岡委員	大西委員	緒方委員	羽山主査	1
6.7.26	〃	吉田会長	白崎委員	川西委員	村上主任主事 田中副主幹	2
6.8.23	〃	土井会長代理	榎並委員	緒方委員	田中副主幹	2
6.9.27	〃	奥田委員	大西委員	西川委員	森次長	2
6.11.22	〃	中岡委員	榎並委員	川西委員	羽山主査	3
6.12.27	〃	吉田会長	大西委員	城月委員	森次長	1

相談件数：16件（2月、10月は、相談日を設けたが相談実績なし。）

(2) 労働相談会（10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて開催）

期 日	場 所	相談員（委員）			事務局	相談件数
		公益	労働者	使用者		
令和6.10.13	近江八幡市	中岡委員	池内委員	西川委員	田中副主幹 村上主任主事	2
6.10.16	草津市	吉田会長	大西委員	中作委員	森次長 窪田主査	2
6.10.20	彦根市	奥田委員	白木委員	城月委員	田中副主幹 羽山主査	3

相談件数：7件（10月5日長浜会場、10月25日大津会場は、相談日を設けたが実績なし。）

6 委員会連絡会議

(1) 全国労働委員会会長連絡会議

期 日 令和6年6月14日

場 所 岐阜県岐阜市

講 演 「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性」

議 題

① 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて

(2) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和6年11月14日～15日

場 所 東京都千代田区

講 演 「近年における労働裁判例の動向」

議 題

- ① 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について
- ② 審査の迅速化に向けた取組について
- ③ 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について

(3) 第141回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議

期 日 令和6年1月30日

場 所 滋賀県大津市

議 題

- ① 継続する行為について ー京都府労委ー
- ② コロナ禍における団体交渉の延期等が団体交渉拒否に当たるかについて ー滋賀県労委ー
- ③ 法人登記（法人格取得）にかかる労働組合の資格審査について ー滋賀県労委ー

(4) 近畿ブロック労働委員会労働者側委員連絡会議

ア 第56回総会・研究会

期 日 令和6年5月20日

場 所 奈良県奈良市

議 題

- ① 総会
ア 2023年度経過報告、各府県労委活動報告、会計報告・会計監査報告
イ 2024年度活動方針(案)、予算(案)、役員体制(案)、諸活動について(案)
- ② 研究会
講演：「フリーランスの労働者性」

イ 命令研究会

期 日 令和6年11月26日

場 所 大阪府大阪市

講 演 「労働組合法上の使用者」について

(5) 第124回近畿ブロック労働委員会連絡協議会

期 日 令和6年6月3日

場 所 大阪府大阪市

議 題

- ① 申立内容が多岐・細部にわたる事件における争点整理や対応等について ー大阪府労委ー
- ② 審査事件調査の充実と調査期日回数について ー大阪府労委ー
- ③ 健全な労使関係の構築・維持に資するあっせんについて ー大阪府労委ー
- ④ 第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）について ー奈良県労委ー
「若年層に向けた労働委員会の取組の周知について」

(6) 近畿ブロック労働委員会会長連絡会議

期 日 令和6年10月15日

場 所 京都府京都市

議 題

- ① 令和7年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について ー奈良県労委ー

- ② 団交応諾命令に係る緊急命令の申立てについて ―京都府労委―

7 事務局連絡会議

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和6年6月13日

場 所 岐阜県岐阜市

議 事

- ① 審査概況等について
- ② 調整事件等の概況について
- ③ その他

議 題

- ① DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について
- ② 労働委員会と労働局との連携について

(2) 近畿ブロック労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和6年10月15日

場 所 京都府京都市

議 題

- ① 令和7年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について ―奈良県労委―
- ② 当事者が配慮を要する場合の対応・工夫について ―京都府労委―

(3) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（あっせん期日と重複したため欠席）

期 日 令和6年10月29日

場 所 東京都港区

議 題

- ① 中間収入の控除について
- ② 併合事件について

報 告

- ① 中労委の民事訴訟のIT化への対応について等

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和6年10月28日

場 所 東京都港区

報 告

- ① 中央労働委員会事務局からの説明（調整業務の運営）
- ② 都道府県労働委員会からの事例報告
 - ・集团的労使紛争事件 ―愛知県労委―
 - ・個別労働紛争事件 ―奈良県労委―
- ③ 都道府県労働委員会からの業務報告（労働争議調整事件の解決手法の蓄積及び継承の現状と課題）

(5) 近畿ブロック労働委員会事務局課長会議

平成30年度以降休止

8 業務運営状況調査

令和2年以降休止

9 審問見学

(1) 奈良県労働委員会

期 日 令和6年7月1日

調査事項

①審問傍聴および不当労働行為事件審査手続きについて

令和5年（不）第1号事件第2回審問

10 講座等

(1) 大学への出前講座

期日	場所	講師	出席者
令和6.4.24 (連合滋賀寄付講座)	滋賀大学	労働者委員 事務局職員	経済学部1～3年生
6.6.3	滋賀県立大学	事務局職員	1～4年生
6.6.19 (四年制・短大)	びわこ学院大学	事務局職員	大学3年生 短期大学部2年生

(2) 高等学校への出前講座

期日	場所	講師	出席者
令和6.3.18	彦根工業高等学校（定時制）	事務局職員	1～3年生
6.7.3	大津清陵高等学校馬場分校 (定時制)	〃	1～2年生
6.7.10	八日市南高等学校	〃	2年生
6.10.28	八幡商業高等学校	〃	3年生
6.11.13	堅田高等学校	〃	3年生
6.12.17	長浜北星高等学校（定時制）	〃	1～4年生

11 研修

(1) 経営労働フォーラム2024

期 日 令和6年2月2日

場 所 滋賀県草津市

内 容

① 解説：2024年版連合白書について

② 解説：2024年版経営労働政策特別委員会報告について

(2) 公労使委員合同研修

期 日 令和6年9月5日～6日

場 所 東京都千代田区

研修内容

(全体研修)

① 労働委員会について－歴史・現状・課題－

- ② 労働法の基礎
- ③ 事例検討（調整関係）
- ④ 模擬審問

（労働者委員研修）

- ① 「不当労働行為救済制度について」
- ② 「個別労働紛争の現状と解決制度」

（使用者委員研修）

- ① 第1講座「不当労働行為審査と労働委員会の役割について」
- ② 第2講座「労働時間～2024年問題」
- ③ 第3講座「ハラスメント問題について」

（3）公労使委員個別紛争専門研修

期 日 令和6年12月5日～6日

場 所 東京都港区

内 容

- ① 「裁判例の動向」
- ② 「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」
- ③ 「労働関係法令の改正等の動向」
- ④ 「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」

（4）労使関係セミナー

ア 令和5年度 第3回

期 日 令和6年3月6日

場 所 大阪府大阪市

内 容

- ① 「育児・介護休業法改正に向けた最新の動き」
- ② 「仕事と育児・介護の両立支援に関する行政の取組」

イ 令和6年度 第1回

期 日 令和6年10月31日

場 所 奈良県奈良市

内 容

- ① 奈良県労働委員会の取組紹介
- ② 「事例から考えるカスタマーハラスメント対策について」
- ③ 事例発表

ウ 令和6年度 第2回

期 日 令和6年11月18日

場 所 大阪府大阪市

内 容

- ① 「解雇の金銭解決制度について」
- ② パネルディスカッション

（5）研修・啓発小委員会

期 日 令和6年2月9日

令和6年4月12日

令和 6 年 6 月 17 日

令和 6 年 8 月 9 日

令和 6 年 10 月 11 日

内 容 労働委員会委員および事務局職員の資質の向上や労働委員会の活動に係る情報発信等を体系的に推進するため、平成 29 年度から開催している。

 令和 6 年度のテーマは、①メンタルヘルス、②ジョブ型雇用、③多様な人材活用、④労働局からの最近の法改正またはパワハラ等についてである。

第2節 事件取扱概況

当委員会における令和6年の事件取扱概況は第1表のとおりであった。

第1表 事件取扱概況

(注) 右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

事件区分		年	令和2	3	4	5	6
労働組合 資格審査	不当労働行為救済申立てのため		1	1			1
	法人登記のため		1		1		
	委員推薦のため		2	4		4	1
	総会の決議によるもの						
	計		4	5	1	4	2
不当労働行為事件 審査	労組法7条1号該当		1				
	労組法7条2号該当		1	1			1
	労組法7条3号該当						
	労組法7条4号該当						
	労組法7条1・2号該当						
	労組法7条1・3号該当						
	労組法7条1・4号該当						
	労組法7条2・3号該当						
	労組法7条1・2・3号該当						
	計		2	1	1		1
争議の 調整	集团的労使紛争あっせん		3	1	2	4	3
	調停		1				
	仲裁						
	計		4	1	2	4	3
個別的労使紛争あっせん			8	1	8	1	11
争議の実情調査			23	4	20	5	25
地公労法の認定・告示							
行政訴訟事件							

第2表 月別事件取扱件数状況

事件区分		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
労働組合 資格審査	新規係属件数							1					1		2
	前月からの繰越し								1	1	1	1	1		—
	取扱件数							1	1	1	1	1	2		—
不当労働 行為事件 審査	新規係属件数							1							1
	前月からの繰越し								1	1	1	1	1		—
	取扱件数							1	1	1	1	1	1		—
集团的 労使紛争 あっせん	新規係属件数											1			1
	前月からの繰越し		2	2	1								1	1	—
	取扱件数		2	2	1							1	1	1	—
個別的 労使紛争 あっせん	新規係属件数			1			2		4		2		2		11
	前月からの繰越し				1	1		2		4	2	3	1	2	—
	取扱件数			1	1	1	2	2	4	4	4	3	3	2	—
争議の 実情調査	新規係属件数		0	7	2	0	0	0	0	2	0	5	0	2	18
	前月からの繰越し		7	6	9	6	6	5	0	0	2	1	6	6	—
	取扱件数		7	13	11	6	6	5	0	2	2	6	6	8	—
地公労法の 認定・告示	新規係属件数														0
	前月からの繰越し														—
	取扱件数														—
行政訴訟 事件	新規係属件数														0
	前月からの繰越し														—
	取扱件数														—

第3表 地域別事件係属状況

地域 事件区分	湖南	湖東	湖北	湖西	県外	計
労働組合資格審査	2					2
不当労働行為事件審査	1					1
集団的労使紛争あつせん	2	1	1			3
個別的労使紛争あつせん	6	3	2			11
争議の実情調査	21	6	2	1	2	25
地公労法の認定・告示						
行政訴訟事件						

(注) ・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・地域別表示は、次のとおりである。

湖南 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市

湖東 近江八幡市、東近江市、彦根市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡

湖北 長浜市、米原市

湖西 高島市

第4表 企業規模別状況

・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

規模 事件区分	9人以下	10～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500人以上	計
労働組合資格審査	1			1			2
不当労働行為事件審査	1						1
集団的労使紛争あつせん		1	1	1			3
個別的労使紛争あつせん		3		3	2	3	11
争議の実情調査		9	3	4	1	3	25
地公労法の認定・告示							
行政訴訟事件							

(注) ・労働組合資格審査については、連合団体および合同労組に係るものを含まない。

・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

第5表 業種別状況

業種 事件区分	農業・林業	漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	熱供給・水道業	電気・ガス・情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	物品賃貸業	不動産業・技術サービス業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	(他に分類されないもの)	サービス業	公務	計
労働組合資格審査					2																	2
不当労働行為事件審査					1																	1
集団的労使紛争あつせん					1			1									1					3
個別的労使紛争あつせん					1												1					2
争議の実情調査					2			1	2								2		4			11
争議の実情調査								2									23					25
地公労法の認定・告示																	7					7
行政訴訟事件																						

(注) ・下段の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・労働組合資格審査については、連合団体および合同労組に係るものを含まない。

・業種は日本標準産業分類大分類に準拠する。

第3節 審 査

1 不当労働行為事件審査

(1) 概 況

令和6年に、当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件は1件だった。
最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
申立件数	5	3	1	0	0	2	0	0	0	1
取扱件数	7	4	2	0	0	2	1	0	0	1
	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

ア 審査期間の目標

当委員会では、不当労働行為事件の審査期間の目標を次のとおり定めている。

「1年2箇月とする。ただし、団交拒否事件については、早期終結に努めるものとする。」

イ 審査に要した期間

当委員会が令和6年に取り扱った不当労働行為事件は、同年内に終結し、その審査に要した期間等は次のとおりであった。

事 件 番 号	終結状況	申 立 日 終 結 日	審査日数 審査期間
令和6年（不）第1号	関与和解	令和6年6月12日 令和6年11月7日	149日 (約5か月)

※事件の概要については、「(3) 取扱事件一覧表」および「(4) 事件の概要」に記載している。

ウ 目標の達成状況

上記のとおり、令和6年に取り扱った事件は目標期間内に終結した。

(3) 取扱事件一覧表

(令和6年12月31日現在)

事件番号		令和6年(不)第1号
申立人	名 称	X労働組合
	組合員数	40人
	合同労組	該当
	上部団体 (所属組合)	滋賀県労働組合総連合
被申立人	名 称	Y株式会社
	従業員数	7人
	業 種	製造業
事件発生日		令和5年12月8日
申 立 日		令和6年6月12日
該当条項		労組法第7条第2号
原 因		団体交渉拒否
審査委員		吉田 和宏(審査委員長)、中 睦
参与委員	白木 宏司(労)	
	川西 民雄(使)	
代理人数		(申立人側) 0 (被申立人側) 0
補佐人数		(申立人側) 1 (被申立人側) 0
調査回数		3
審問回数		0
証 人 数		(申立人側) 0 (被申立人側) 0
証 拠 数		(申立人側) 15 (被申立人側) 1
審査計画による 命令交付予定日		—
終 結 日		令和6年11月7日
終結内容		関与和解

(4) 事件の概要

1 申立人 X労働組合

2 被申立人 Y株式会社

3 申立ての概要

申立書によると、令和5年8月10日、A（当時は非組合員であり、同年12月7日にXに加入）は知人に誘われYの取締役役に就任したが、同月29日にYの株主である別の取締役から迫られ、取締役役を退任した。

その後、Aは取締役退任後も一般社員として勤務していたが、しばらくしてYを即時解雇された。Aは在職中の未払い賃金と解雇予告手当の支払いを求めるため、申立人に加入した。

Aの組合加入を受け、Xは同年12月8日付けでYに対し、書面により団体交渉等の申入れを行った。しかし、これに対するYからの回答がないため、12月21日、XはFAXにより再度団体交渉の申入れを行ったが、これに対するYからの回答はなかった。

このため、12月26日、AとXの執行委員長はYの所在地を訪れ、Yの代表取締役社長と面談し、12月29日までに未払賃金等を支払う旨約束させたが、結局約束の期日までに支払われなかった。

それ以降、令和6年1月5日から同年5月1日までの間に、Xは未払賃金の支払いや団体交渉を要求する文書等をYに対し送付または持参した(延べ5回)。

しかし、いずれの団体交渉の申入れに対してもYは対応せず、正当な理由なくXとの団体交渉を拒み続けた。Xは、これらのYの行為が労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、令和6年6月12日、当委員会に対して救済申立てを行った。

4 請求する救済内容

(1) Yは、Xが2023年12月8日付け以降複数回申し入れた、Aへの未払賃金と解雇予告手当の支払いに関する団体交渉に、早急かつ誠実に応じること。

(2) Yは、今後労働組合法第7条第2号に該当する行為を繰り返さない旨の文書をXに手交するとともに、同内容の文書をYの会社正面に掲示すること。

5 該当条項

労働組合法第7条第2号

6 申立日

令和6年6月12日

7 終結日および結果

令和6年11月7日 関与和解（和解認定により終結）

8 委員会の処置

申立てを受けた当委員会は、直ちに調査開始を決定するとともに、審査委員長に吉田和宏会長を、審査委員に中睦委員を選任した。また、白木宏司労働者委員および川西民雄使用者委員から参与の申出があった。

令和6年7月3日に被申立人から、本件申立ての棄却を求める答弁書の提出があった。

審査委員長および審査委員ならびに参与委員により行われた第1回委員協議(同年7月12日開催)および第2回委員協議(同月22日開催)の時点では、被申立人から実質的な答弁内容のある書面が提出されていないことから、先に申立人に対し本事件の前提となる事実関係を明らかにするための求釈明を行うことが確認された。また、被申立人に対しては、先ずは調査への出頭を求め、事件の経緯や事情を聴取することとした。また、調査の際、被申立人には改めて不当労働行為となり得る使用者側の対応について伝え、被申立人に理解させることが重要である旨確認された。

第1回調査は、同年8月27日に当委員会室において両参与委員の出席を求めて開催され、両当事

者に関する事実の確認・主張の整理等が行われ、審査委員長から、先ずは両当事者間での団体交渉を行うよう、両当事者に対し指示された。

第2回調査は同年10月10日に開催され、それに先立つ当事者間の団体交渉（9月18日開催）の結果を踏まえ、本事件の実質的な解決を図るための両当事者の意向が聴取された。その際、組合員Aに対する未払賃金額が確認され、併せて、被申立人が当該未払賃金を10月中に組合員Aに支払うこととし、仮に10月中に支払いが完了しなかった場合は、第3回調査期日において被申立人が未払賃金の残金を持参し組合員Aに対し支払うことが確認された。また、第3回調査において被申立人による申立人への謝罪の意を表する内容を含む和解協定書等を締結することにより本件を終了させることとされた。

第3回調査は同年11月7日に開催され、懸案となっていた被申立人による組合員Aに対する未払賃金については10月末までの支払いが完了しておらず、また第3回調査当日においても、被申立人が未払賃金の残金を用意することができなかったことが確認された。

このため、審査委員長および審査委員により改めて本事件の収束についての両当事者の意向が聴取され、和解による終結に向けての協議が行われた。その結果、両当事者において、被申立人が申立人による団体交渉の申入れに対し誠実に対応しなかったことについて謝罪すること、被申立人が組合員Aに対する未払賃金について11月30日を期限として支払うこと等を主旨とする和解協定書が締結され、本事件は終結した。

（5）再審査申立事件の概要

対象なし

（6）行政訴訟事件の概要

対象なし

2 労働組合資格審査

(1) 概 況

ア 取扱状況

令和6年における労働組合資格審査の取扱件数は2件であり、うち1件は不当労働行為救済申立てのためのものであり、もう1件は委員推薦のためのものであった。法人登記のためのものおよび総会の決議によるものはなかった。

不当労働行為救済申立てのためとは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるものであり、委員推薦のためとは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるものである。法人登記のためとは、労働組合が組合財産の明確化や保護、または所得税法上の優遇措置等の効果を得るため、法人格を取得する際に申請されるものである。また、総会の決議によるものとは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるものであり、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）がある。

年別申請理由別取扱件数表

（注）下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

申請理由 \ 年	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
不当労働行為救済申立て	4	5	1	0	0	1	1	0	0	1
	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
法人登記	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
委員推薦	7	2	8	2	4	2	4	0	4	1
	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
総会の決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	7	9	2	4	4	5	1	4	2
	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0

イ 終結状況

審査の結果、労働組合法に適合すると認められたものは1件である。

終結状況表

申請理由 \ 結果	適合	不適合	取下げ	打切り	次年繰越し	計
不当労働行為救済申立て	0	0	0	1	0	1
法人登記	0	0	0	0	0	0
委員推薦	1	0	0	0	0	1
総会の決議	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	1	0	2

(2) 資格審査一覧表

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

番号	労働組合名	従業員数	組合員数	申請理由	申請年月日	決定年月日	結果
6 ・ 1	X労働組合	※	40	不当労働行為 救済申立て	6.6.27	—	打切り
6 ・ 2	ショット日本労働組合	104	50	委員推薦	6.11.1	6.11.11	適合

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

※は、合同労組であり、組合員が在籍する事業所全体の従業員数は把握されていない。

第4節 調 整

(1) 概 況

①事件数

令和6年に取り扱った調整事件数は、集团的労使紛争については、あっせんが3件であり、調停および仲裁はなかった。個別的労使紛争については、11件のあっせんを取扱った。

最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

年 区分		平成27	28	29	30	31 令和元	令和2	3	4	5	6
取扱総件数		13 1	9 0	9 1	17 1	9 0	12 1	9 1	10 1	5 1	14 2
集团的 労使紛争	あっせん	5 0	2 0	3 0	4 1	2 0	3 0	1 0	2 0	4 1	3 2
	調停	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	仲 裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個別的労使紛争 のあっせん	8 1	7 0	6 1	13 0	7 0	8 1	8 1	8 1	1 0	11 0

②取扱結果

ア 集团的労使紛争

令和6年に係属した3件は、当年内に全て終結した。

年 結果		令和2	3	4	5	6
取扱件数		4	1	2	4	3
終 結	解 決	1	0	1	2	3
	取下げ	2	1	0	0	0
	不開始	0	0	0	0	0
	打切り	1	0	0	0	0
翌年繰越し		0	0	1	2	0

イ 個別的労使紛争のあっせん

令和6年に係属した11件は、当年内に10件が終結した。

年 結果		令和 2	3	4	5	6	
取扱件数		8	8	8	1	11	
		1	1	1	0	0	
終 結	解 決	0	1	5	0	6	
		0	0	0	0	0	
	取下げ	4	2	1	0	0	
	不開始	0	0	0	0	0	
	打切り	3	4	2	1	4	
		1	1	1	0	0	
	翌年繰越し		1	1	0	0	1

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

③調整事項の状況

新規係属事件の調整事項別状況は次のとおりである。なお、1つの係属事件に調整事項が複数含まれる場合があるため、調整事項の総計と新規係属事件数は一致しない。

ア 集团的労使紛争

調整事項		年	令和2	3	4	5	6
組合活動・労働協約			1			1	
a	組合承認・組合活動		1			1	
b	協定締結・全面改定						
c	協定効力・解釈						
賃金等			3	2	1	3	1
d	賃金増額		1	1		1	
e	一時金		1				
f	諸手当				1	1	
g	その他賃金に関するもの					1	1
h	退職一時金・年金		1	1			
i	解雇手当・休業手当						
給与以外の労働条件							1
j	労働時間						
k	休日・休暇						
l	作業方法の変更						
m	定年制						
n	その他の労働条件						1
経営または人事			1	1	1	1	
o	事業休廃止・事業縮小						
p	企業合併・営業譲渡						
q	人員整理						
r	配置転換						
s	解雇		1			1	
t	その他の経営・人事			1	1		
福利厚生							
u	福利厚生						
団体交渉等			2			1	
v	団交促進		2			1	
w	事前協議制						
その他					2	1	
x	その他				2	1	
総計			7	3	4	7	2
新規係属事件数			4	1	2	3	1

イ 個別的労使紛争

調整事項		年	2	3	4	5	6
経営または人事			5	2	4		7
ア	解雇		1	1	2		2
イ	配置転換・出向・転籍		1		1		1
ウ	復職		1				
エ	懲戒処分		1				
オ	退職						1
カ	勤務延長・再雇用		1	1			1
キ	その他経営または人事				1		2
賃金等			1	4	4		4
ク	賃金未払い		1	2	1		
ケ	賃金増額						
コ	賃金減額			1			1
サ	一時金						1
シ	退職一時金						1
ス	解雇手当			1			1
セ	休業手当				1		
ソ	諸手当				2		
タ	その他賃金						
チ	年金（企業年金・厚生年金等）						
労働条件等			5	4	3		3
ツ	労働契約		2		2		
テ	労働時間			1			
ト	休日・休暇						
ナ	年次有給休暇		1				1
ニ	育児休業・介護休業		1				
ヌ	時間外労働						
ネ	安全・衛生		1				1
ノ	福利厚生制度						
ハ	社会保険						
ヒ	労働保険						1
フ	その他の労働条件等			3	1		
職場の人間関係			6	4	2	1	8
ヘ	セクハラ		1				
ホ	パワハラ・嫌がらせ		5	4	2	1	8
その他				1	1	1	2
マ	その他			1	1	1	2
総計			17	15	14	2	24
新規係属事件数			7	7	7	1	11

(2) 取扱事件一覧表

①集团的労使紛争

	658	659
事件番号	令和5(調)第2号	令和5(調)第3号
調整区分	あっせん	あっせん
当事者	申請者	C労働組合
	相手方	C株式会社
事業内容	製造業	医療、福祉
従業員数	10人～49人	50人～99人
組合員数	500人(うち当該事業所1人)	39人(当該事業所1人)
争議行為の状況	なし	なし
調整事項	団体交渉の促進	住居手当の支給
労働者側主張	組合員Xは、会社の経営合理化により一旦退職した後、日々雇用労働者として引き続き会社に雇用されていた。また会社は組合の上部団体Yが行う労働者供給事業からも日々雇用労働者を受け入れていた。 ところが、Yの組合員と会社側役員が共に関与した刑事事件の発生を機に、会社はXの雇用を打ち切り、またYからの日々雇用労働者の受入れも停止した。 このため、Xの再雇用と、Yからの日々雇用労働者の受入れ再開等を求め、会社に対し団体交渉を申し入れたが、会社側は団交に応じようとしなかった。	法人は、住居手当の廃止にかかる説明会において、その経過措置として、既に入職している職員については、従前のとおり住居手当を支給することを説明した。 しかし、その後変更された就業規則では、住居手当が支給されるのは廃止前に既に手当が支給されていた職員のみに限られることになっており、説明会の内容と一致していない。 法人はこのことを職員に改めて説明をしないまま、一方的に就業規則の内容を変更した。法人は説明会での約束の通り住居手当を支給すべきである。
使用者側主張	当社の就業規則により65歳以上の者は危険運転回避のため、雇用形態にかかわらず運転業務に就労させることはない。Xは既に65歳に達しており、現時点においてXを雇い入れることはない。 過去にYに対し日々雇用労働者の供給を個別に依頼したかもしれないが、継続的な労働者供給事業に係る協約を締結した事実もなく、協定書も存在しない。 そもそも現在申請者の組合員は当社にはおらず、労働組合も存在していない。 申請者の要求内容は当社従業員に係る個別の労働条件に関する事項には該当しない。	説明会資料の内容と変更後の就業規則の内容が異なることを職員から指摘され、その時に初めて説明会資料が誤っていたことに気づいた。そのため、説明会では変更後の就業規則の内容を伝えたとそれまで認識していた。 また、変更後の就業規則は職員全員に配付しており、職員がいつでも閲覧可能な場所に設置している。さらに、誤りの判明後は職員に謝罪し、住居手当については変更後の就業規則の通りであることを伝えたとしたが、特に異議等を述べる者はいなかった。 今更住居手当の取り扱いを変更することはできない。
申請年月日	令和5年11月6日	令和5年11月17日
終結年月日	令和6年2月16日	令和6年3月29日
結 果	解決	解決
終結要旨	双方があっせん案を受諾した。	双方があっせん案を受諾した。
調整担当員	奥田香子(公)、大西省三(労)、北川鉄樹(使)	吉田和宏(公)、白崎直樹(労)、寺田美弥子(使)

番 号		660
事件番号		令和6（調）第1号
調整区分		あっせん
当事者	申 請 者	A労働組合
	相 手 方	A株式会社
事業内容		運送業
従業員数		100人～299人
組合員数		41人
争議行為の状況		なし
調整事項		ダイヤ編成に向けた早期の仕業検討委員会の開催、使用者側に余裕を持ってダイヤ編成を行ってほしい。
労働者側主張		就業時間が8時間に満たないマイナス仕業のルートが発生している。すべての乗務員が勤務時間や残業時間を同じ条件にするのは難しいが、収入が減額されるマイナス仕業のルートをなくしてほしい。 ダイヤ改訂の際に仕業時間やダイヤ編成について話し合う仕業検討委員会が設置されているが、使用者がギリギリにダイヤ改訂を渡してくるので、仕業検討委員会が開催されない場合もある。 また、組合側の要望を伝えてもきちんとした対応をしてもらえず、あいまいな返答しかしてもらえない。
使用者側主張		路線バスは、業務の性質上、運行ルートによって、勤務時間が8時間に満たない日が発生する。長年の経緯があって、現在の仕業表になっている。組合の役員が交代してから、マイナス仕業の是正を要望されるようになった。組合内でもマイナス仕業に対する考え方は統一されておらず、現状で良いという乗務員もいる。仕業検討委員会は、ダイヤの組み換えにあたり意見を交換する場であると考えている。行政への手続き等があり、ダイヤ自体の変更は、次のダイヤ改訂の時に対応すべき内容と考えている。 組合内での意思統一ができていない場合は不満が出るので、まず組合内の意見を取りまとめてほしい。
申請年月日		令和6年10月15日
終結年月日		令和6年12月12日
結 果		解決
終結要旨		双方があっせん案を受諾した。
調整担当員		中睦（公）、榎並典朗（労）、川西民雄（使）

②個別的労使紛争

番 号	個114	個115
事件番号	令和6年(個)第1号	令和6年(個)第2号
当事者	申 請 者	被申請者元従業員
	相 手 方	医療法人A
事業内容	医療・福祉業	卸売業・小売業
従業員数	300～499人	500人～
雇用形態	正社員	正社員
調整事項	給与3か月分の慰謝料の請求	本来、受け取れたはずの退職月の給与減額分の支払い
労働者側主張	夜勤中、ベッドから転落していた入所者への対応が不適切であったとして上司から叱責された際、「今後は夜勤をさせられないため、正社員から3か月更新の定期雇用社員として雇用する」と告げられた。他の定期雇用社員は1年更新であるため、自分を退職に追い込むつもりだと思い、やむを得ず自ら退職するに至った。 そもそも、夜勤が可能なのが正社員の条件であるということは、入職後に告げられており、採用時に説明はなかった。 また、採用時の面接で、持病があることを伝えた上で採用されたが、他の人なら怒られない細かなミスについて指導されることが多く、精神的な苦痛を被った。	自己都合退職し、退職月の給与が振り込まれたが、その金額を確認して初めて日割りで減額されていることに気づいた。 会社からは●月25日付けの退職を指示されたが、●月の本来のシフト上の勤務日数が20日であったため、有給休暇が21日残っていたことから、給与は満額出るものと思っていた。 会社が正当な理由なく有給休暇の時季を変更したことや、退職届の提出において申請者自らに錯誤があったものであり、日割り計算で減額された給与の支払いを求める。
使用者側主張	3か月更新の定期雇用社員への雇用形態変更を告げるまでに、元従業員は業務上のミスを繰り返していたため、そのたびに口頭での指導等を行っていた。雇用形態の変更に関しては口頭での説明のみで文書は交付していない。また、退職はあくまで本人の意思である。 就業規則等には、夜勤が可能であることが正社員であるための条件であるとの記載はないが、少なくとも初回の夜勤に入る前に伝えている。 採用の面接時に持病があるとの申し出があったが、配慮が必要との申し出がなかったため、特段、特別な配慮はしていないし、配置転換等も検討したことはない。	就業規則、賃金規程に明確な記載はないが、これまでから申請者に限らず退職する場合、退職月については1週間に1日の法定休日があるものとし、残りの有給休暇の最終の日を退職日として取り扱ってきている。このことは、●月初めに電話で説明し、その際、申請者は、「もう働きたくない、わかった」と言った。申請者からは●月25日で辞める旨の退職届も提出されており、会社から強要したものではない。 なお、日割り計算になることは、通常なら分かると考えて、その電話では伝えなかったが、申請者が退職手続で本社に来た際、日割り計算になる旨、直接伝えた。 また、賃金規程では、月の途中で退職する場合の給与は日割り計算となる旨明記されている。 仮に、申請者の言うように、●月末退職として●月分の給与を満額払うことになったとしても、社会保険料が日割り計算で減額した額以上に必要になってくる。
申請年月日	令和6年2月1日	令和6年5月16日
終結年月日	令和6年4月22日	令和6年6月25日
結 果	解決	解決
終結要旨	双方があっせん案を受諾した。	双方があっせん案を受諾した。
あっせん員	中岡研二(公)、白木宏司(労)、川西民雄(使)	中睦(公)、大西省三(労)、中作佳正(使)

番 号	個116	個117
事件番号	令和6年(個)第3号	令和6年(個)第4号
当事者	申請者	被申請者従業員
	相手方	D株式会社
事業内容	卸売業、小売業	サービス業、製造業
従業員数	100人～299人	300人～499人
雇用形態	パート・アルバイト	正社員
調整事項	雇い止めの撤回と損害賠償等	様々な精神的苦痛に対しての慰謝料の支払い
労働者側主張	勤務先店舗の店長からの暴行により負傷し、休業を余儀なくされうえ、さらには雇止めとなった。 会社側は、店長の暴行の原因を生じさせたのが申請者の方であり、申請者の方に社内秩序を著しく乱す行為があったとするが、自分はその様な行為はしていない。 休業後、勤務可能な状態となったのに、会社側の指示でさらに休業を続けることになったことから、休業中の給与については全額補償されるべきものである。 また、暴行を働いた店長が解雇されず、暴行を受けた自分が雇止めにされるのは納得できない。本件での会社側の対応の中で、名誉、信用が棄損される等したことから、精神的損害に対する賠償を求めたい。	会社から不当な取扱を受け続けた。業務に関する書類を自宅に郵送しないよう会社に伝えていたが、そのことで上司からパワハラ発言があった。そのため会社に相談しようとしたが、適切な対応がされなかった。また、過半数代表の立候補に関する書類が自宅に送られてきたのが締切日当日であったため、結局立候補できなかった。 さらには、令和●年下期の賞与額に関する勤務評価の結果に納得ができず、評価手続きにも疑問があったため、評価理由の開示を求めたが、会社から拒否された。 ほかにも、急病により欠勤した時間について、自分の希望を無視して、有給休暇で処理しようとしたことなど、会社の事務処理に不信感がある。
使用者側主張	店長は、申請者による接客の問題について指導しようとしたが、申請者は指導を受ける必要がないと言い張った。防犯カメラの映像を確認したところ、申請者が先に店長に詰め寄り、威嚇するような行為をしたため、店長はそれに抵抗しただけである。 申請者は、仕事に復帰する直前になって、負傷箇所の痛みを理由に欠勤することが続いたため、申請者に対しケガが十分治るまで休業するよう伝えたものであり、休業補償等も請求どおり全額支払っている。 また、申請者の日頃の勤務態度に加え、今回のトラブルのこともあるため、雇止めは撤回できない。なお、会社として店長を解雇すべき事由は見あたらない。 会社においては、申請者を誹謗中傷するような内容を他の従業員等に伝えたなどという事実はなく、申請者に対し損害賠償をする必要はない。	申請者は、会社から送付される書類に目を通すことも業務にあたるとして、書類を派遣先に送るよう要求し、自宅宛の郵送物の受取りを拒絶することが多々あった。 過半数代表の立候補の書類は、申請者の業務に当たらないものなので、自宅に郵送し、そのことをメールでも伝えていた。立候補手続に間に合うように書類は届いていたはずであるし、届け出は電話によることも可能である旨事前に説明していた。 以前と違い、現在申請者は役職に就いておらず、その点でも賞与支給額に影響している。また賞与支給額は会社の業績に左右される。勤務評価の理由は開示しておらず、自分の想定より低いことはあり得る。 以前、申請者が勤務の途中で体調不良のため退勤した際、勤務できなかった時間は欠勤(無給)となるため、会社側の配慮として半日分の有給休暇により処理した。
申請年月日	令和6年5月20日	令和6年7月10日
終結年月日	令和6年6月24日	令和6年8月21日
結 果	解決	解決
終結要旨	双方があっせん案を受諾した。	双方があっせん案を受諾した。
あっせん員	玉井裕明(公)、榎並典朗(労)、緒方章宏(使)	中岡研二(公)、白崎直樹(労)、西川勝之(使)

番 号	個118	個119
事件番号	令和6年(個)第5号	令和6年(個)第6号
当事者	申請者	被申請者元従業員
	相手方	株式会社F
事業内容	その他	製造業
従業員数	10人～49人	10人～49人
雇用形態	有期雇用	正社員
調整事項	①雇止めの撤回、②パワーハラスメントのない職場での雇用、③元の勤務場所への復職	①パワハラ及び指導力管理能力不足を認め謝罪、②慰謝料の支払いなど
労働者側主張	入職直後の上司からの業務の説明が不十分であり、また、普段の態度も威圧的であり、パワハラであるとする。半年間の有期雇用契約であったが、突然、当該上司から口頭で契約更新をしない旨を告げられた。 契約の更新がされないことについての理由の説明を求めても「業務を遂行する能力が十分でない」旨を口頭で告げられるのみであった。業務上、大きなミスもなかったため、これを理由に雇止めされたことには納得がいかない。	新しい機械が導入されるのに伴い、別工場に異動となった。機械の使用方法等に関する講習に参加した後、工場長から質問を受けたため回答したが、何時間も執拗に確認をされた。その後も、工場長から質問事項について繰り返し問い詰められたり、回答が不十分であるとして叱責されることもあった。 また、工場長から退職を促される等もあり、精神的に負担が大きくなり、体調を崩した。 その後、休職し療養したものの、工場長とは一緒に会社で働けないため退職した。
使用者側主張	入職直後の業務の説明は上司から長時間にわたり丁寧に説明をしており、また、普段も適切に指導を行っておりパワハラはなかった。 半年の有期雇用契約の終了時に理由を告げる必要はないと考える。契約更新しない旨を口頭で告げることも本来義務ではないが、次の転職活動に配慮して行ったものである。 業務で同じミスを繰り返す等があったことから、業務遂行能力が不十分であると判断し、期間満了により雇用契約を終了した。	新しい機械を導入するにあたり、インストラクターによる講習を元従業員に受講してもらった。工場長は、元従業員に対し、今後の運用や製品を作製する上で必要となる事柄をインストラクターに確認するよう指導をした。指示したことを確認できていないので、確認するよう伝えたのであり、パワハラではない。機械の操作が上手いかず、元従業員が追い詰められている様子だったので、工場長は、気を配るようにしており、部署異動も提案した。 休職後、工場長に会いたくないという元従業員の意向に沿った提案をいくつか行ったが、受け容れられず、退職に至った。
申請年月日	令和6年7月26日	令和6年7月29日
終結年月日	令和6年10月3日	令和6年9月4日
結 果	打切り	解決
終結要旨	あっせんを開催したが、双方の主張に隔たりが大きいため打ち切った。	双方があっせん案を受諾した。
あっせん員	奥田香子(公)、池内正博(労)、城月祐子(使)	土井裕明(公)、大西省三(労)、中作佳正(使)

番 号	個120	個121
事件番号	令和6年(個)第7号	令和6年(個)第8号
当事者	申 請 者	被申請者元従業員
	相 手 方	株式会社G
事業内容	サービス業	医療・福祉
従業員数	10人～49人	100人～299人
雇用形態	正社員	正社員
調整事項	未払い退職金の支払い	①上司の謝罪、②法人のパワハラ事案に対する一般的な対応および今回のパワハラ事案への対応の説明、③精神的苦痛に対する慰謝料
労働者側主張	在職期間に見合う退職金を支払ってもらえない。 自分が在職している期間中に5人の職員が辞めたが、5人とも在職した年数分に見合う退職金をもらっている。 また、自分が辞める直前の1週間ほど前に辞めた1年後輩の職員は、会社が廃業する前提の募集退職に応じたため、●●万円ももらっている。なお、その2日後には、メーカーから生産を再開するので、職員を辞めさせず、会社を続けてほしいとの話があったようで、まもなく、残っている職員の基本給が引き上げられたが、自分にはそのような話もなく、退職を引き留められることもなかった。	上司のパワハラ等が原因で傷病休職し、復職が困難なまま退職するに至った。 入職当初から業務量が多く、夜遅くまでの残業が続いていたが、上司からは自分の責任であるような言葉をかけられた。また、更にその上の上司に業務の平準化を求めたが、具体的な対応がなされずに、長時間残業が続いた。 その後、残業が少ない部署へ異動してもらおうという説明を上司から受け、部署異動があったが、異動先での業務量はさらに多くなった。そのような状況にもかかわらず、複数の上司から人格を否定するような発言がたびたびあった。他の上司にそのことを複数回相談しても、何らの対応もなされなかった。結局、体調を崩し休職し、最終的には退職した。
使用者側主張	中小企業退職金共済に2年分しか積み立てていないのは、申請者だけではなく、他の職員も同様である。ただし、他の職員は円満退職したため、会社への貢献度を加味して退職金に上乗せしているが、申請者は会社が廃業の危機にあるなか、メーカーからの会社存続の要請を受けて、みんなで協力して頑張って続けていこうとしていた矢先に、さっさと転職してしまったことから、これ以上退職金に上乗せ支給するなど考えられない。申請者が辞める直前に辞めたものは、メーカーの生産停止以前から家族に不幸があり、精神的に不安定であったため退職したことから、退職金を手厚くしたものである。申請者が訴訟するならば、会社としても受けて立つつもりで弁護士にも準備してもらっており、そこで負けた場合は支払うこともやむを得ないが、あっせんに参加するつもりは全くない。	元従業員が当初担当した業務の従業員は増員しており、業務量は少なくなったはずであった。 元従業員の働き方に配慮し、残業の少ない部署へ異動してもらい、業務量を調整する配慮もしていた。 繰り返し早く帰るように伝えたことはあるが、パワハラ言動を行った記憶はない。
申請年月日	令和6年7月30日	令和6年9月3日
終結年月日	令和6年8月9日	令和6年11月27日
結 果	打ち切り	解決
終結要旨	使用者があっせんを辞退したため、打ち切った。	双方があっせん案を受諾した。
あっせん員	吉田和宏(公)	中岡研二(公)、榎並典朗(労)、川西民雄(使)

番 号	個122	個123
事件番号	令和6年(個)第9号	令和6年(個)第10号
当事者	申 請 者	被申請者元従業員(派遣労働者)
	相 手 方	I 株式会社(派遣元)、株式会社 J (派遣先)
事業内容	人材派遣業、製造業	製造業
従業員数	(派遣元) 500人～(派遣先) 300～499人	100～299人
雇用形態	パート・アルバイト	正社員
調整事項	300万円の金員の支払い	①会社側はパワハラの事実を認めること。 ②パワハラ加害者である上司等の異動・降格による職場環境の改善および待遇の改善を求める。
労働者側主張	労災事故において、派遣先会社および派遣元会社に安全配慮義務違反があった。 労災事故から2年半近くたったが、職場環境は何一つ改善されておらず、2次、3次災害が起こってもおかしくない危険な状況のままである。安全配慮、職場環境配慮義務違反となり得るものであり、業務上過失傷害になりかねない。 また、労災による負傷療養中の幾度とない出勤強要行為等および安全配慮義務違反、健康配慮義務違反によって精神的苦痛を負い、精神科医の診断書も出されている。 被った後遺障害は明確かつ多大であり、派遣元と派遣先は共同連帯して諸々の損害賠償を支払うべきである。	現在の職場に配置換えとなって以降、業務量が増えたにもかかわらず、係長から、「何故残業しているのか?なぜ早く終わらないのか?」等と精神的に追い詰める発言が日常的にされている。 担当する業務量が多くなったため、何度か上司や同僚に業務の手伝いを依頼したが、断られるばかりであった。業務の中には一人作業が危険なものがあったが、同僚による手伝いもないため、どうしてもなく一人で作業を行っていた。 また、同僚が業務中の些細なことに腹を立て、暴言を浴びせてきたが、上司は適切な対応を取らなかった。
使用者側主張	【派遣元】 労災事故については、その都度適切に対応しており、可能な限り調査を行った結果では、派遣元会社が責任を負うようなものは確認できなかった。 【派遣先】 今回の労災補償を超える対応をすることは考えていない。調査の結果、安全についての配慮ができていなかったとの事実は認められず、補償義務があるとは考えられない。	残業をせずに出来そうな業務において申請者が残業したため、係長がその原因を尋ねたものであり、業務をルールどおりかつ効率的に進めてもらうための指導の範囲内である。その他の発言も、申請者が製造に関する分野の知識を当然理解していると思いい発したもの等であり、パワハラに当たるものではないと認識している。 倉庫現場へサンプルを取りに行く業務も決して危険なものでなく、通常一人でできるものである。また、申請者が同僚に同行を依頼するタイミングも、同僚が作業中であるのに、一方的に話しかけてくるなど、自分の都合によることが多い。 同僚の一人が、申請者を怒鳴りつけたことは事実であり、同人には上司から注意している。しかし、申請者による機器類の使用の仕方が、他の者の効率的な業務の妨げとなっていたため、そのような発言を行ったものと考えられる。
申請年月日	令和6年9月6日	令和6年11月22日
終結年月日	令和6年10月29日	令和6年12月20日
結 果	打切り	打切り
終結要旨	あっせんを開催したが、双方の主張に隔たりが大きいため打ち切った。	あっせんを開催したが、双方の主張に隔たりが大きいため打ち切った。
あっせん員	土井裕明(公)、白木宏司(労)、緒方章宏(使)	奥田香子(公)、白崎直樹(労)、川西民雄(使)

番 号	個124
事件番号	令和6年（個）第11号
当事者	申請者 被申請者従業員
	相手方 株式会社L
事業内容	運送業、倉庫業
従業員数	500人～
雇用形態	正社員
調整事項	①定年まで〇〇営業所で勤務、②定年退職後の再雇用勤務地は〇〇営業所
労働者側主張	当初の人事異動内示では、自分は〇〇営業所の所長職を退任した後、定年まで同営業所で勤務することになっており、□□営業所へは別の者が異動するはずであった。 ところが、同人が異動を拒否したため、自分が異動する辞令が出された。しかも自分に対する事前の内示は無く、身代わりの人事異動ではないかと思う。 異動により通勤距離が長くなるが、来年1月の定年まで4か月強しかないのに寮を手配して単身赴任するのは無駄である。 また、現在母親が要介護2で京都に一人暮らししており、頻繁に通って介護をしているため単身赴任は困難である。 退職勧奨されているとしか思えない。 定年後の勤務先は現在の営業所に戻してもらえないのか。
使用者側主張	今回の人事異動の前提である2024年問題への対応は、常時、当時の営業所長である申請者と協議しながら進めたものであり、別の者が異動を拒否した時点で、申請者以外に異動する選択肢が残っていないことは十分知っており、その旨はオンライン面談の際、口頭では伝えて了解を得ていた。 申請者が単身赴任すればよく、通勤時間が長すぎる問題に関しては社宅を用意することとしており、単身赴任が不可能であれば通勤に高速道路の使用を許可するので速やかに異動してもらいたい。 退職勧奨を行ったものではない。 申請者の希望があれば再雇用をしなければならないが、2024年問題への対応のためには囑託であってもドライバーをやってもらいが必要があり、これまでの経緯からそれが嫌なら現行の営業所勤務はありえない。
申請年月日	令和6年11月22日
終結年月日	係属中
結 果	—
終結要旨	—
あっせん員	吉田和宏(公)、白崎直樹(労)、川西民雄(使)

第5節 争議の実情調査

(1) 概 況

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した場合に、必要に応じてその実態を的確に把握し、調査の段階で適当な示唆・助言等を与えることにより、争議の早期解決を図るため、また、労働委員会が職権あつせん等を行う必要性の有無について判断するため、実施するものである。

特に公益事業については、争議行為を予定する日の10日前までに、労働委員会および知事に対してその旨の予告通知を行うことが義務づけられており、この予告通知に基づいて直ちに調査を実施し、また、一般事業の場合でも地域社会に影響を及ぼす特異な争議などについては実施している。

令和6年における実情調査は、前年からの繰越しが7件、新規調査件数が18件であった。調査の対象は医療業23件、道路旅客運送業1件、道路貨物運送業1件で、いずれも公益事業であり、争議行為予告通知を受けて調査を開始した。

(注) ・争議行為が行われる事業所ごとに1件として集計した。

・春季要求が終結せずに秋季要求に引き継ぐ場合は1件として集計した。

ア 月別取扱状況

区 分 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
新規開始件数	0	7	2	0	0	0	0	2	0	5	0	2	18
取扱件数	7	13	11	6	6	5	0	2	2	6	6	8	—
終結件数	1	4	5	0	1	5	0	0	1	0	0	1	—
翌月繰越件数	6	9	6	6	5	0	0	2	1	6	6	7	—

イ 終結状況

区 分	解 決	打切り	調整事件へ 移行	事件の併合	次年繰越し	計
件 数	11	7	0	0	7	25

(注) 単位組合において争議行為の予定がない場合は、総会で報告した上で調査を打ち切った。

(2) 実情調査一覧

番号	争議名	要求事項	通知先	通知日	争議行為	調査終了日	終結状況
1	JCHO滋賀病院争議	賃上げ等	中労委	5.9.22	無	6.1.12	打切り
2	膳所診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	5.10.26	無	6.2.9	打切り
3	坂本民主診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	5.10.26	無	6.2.9	打切り
4	こびらい生協診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	5.10.26	無	6.2.9	打切り
5	こうせい駅前診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	5.10.26	無	6.2.9	打切り
6	東近江総合医療センター争議	賃上げ等	中労委	5.11.6	無	6.3.22	解決
7	紫香楽病院争議	賃上げ等	中労委	5.11.6	無	6.3.22	解決
8	大津赤十字病院争議	賃上げ等	中労委 滋賀県労委 滋賀県労委	6.2.22 6.2.28 6.5.23	有	6.6.28	解決
9	長浜赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	6.2.22	無	6.3.8	打切り
10	膳所診療所	賃上げ等	滋賀県労委	6.2.28	有	6.6.28	解決
11	坂本民主診療所	賃上げ等	滋賀県労委	6.2.28	有	6.6.28	解決
12	こびらい生協診療所	賃上げ等	滋賀県労委	6.2.28	有	6.6.28	解決
13	こうせい駅前診療所	賃上げ等	滋賀県労委	6.2.28	有	6.6.28	解決
14	日通滋賀運輸	賃上げ等	中労委	6.2.29	無	6.3.22	解決
15	JCHO滋賀病院	賃上げ等	中労委	6.3.1	無	6.5.24	解決
16	江若交通株式会社	賃上げ等	中労委	6.3.4	無	6.3.22	解決
17	大津赤十字病院争議	賃上げ等	中労委 滋賀県労委	6.8.26 6.10.25	有	6.12.27	解決
18	長浜赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	6.8.26	無	6.9.13	打切り
19	JCHO滋賀病院	賃上げ等	中労委	6.10.23	—	—	翌年繰越し
20	膳所診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	6.10.28	—	—	翌年繰越し
21	坂本民主診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	6.10.28	—	—	翌年繰越し
22	こびらい生協診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	6.10.28	—	—	翌年繰越し
23	こうせい駅前診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	6.10.28	—	—	翌年繰越し
24	東近江総合医療センター争議	賃上げ等	中労委	6.10.25	—	—	翌年繰越し
25	紫香楽病院争議	賃上げ等	中労委	6.10.25	—	—	翌年繰越し

※24 東近江総合医療センター争議・25 紫香楽病院争議については、12月より実情調査を開始したため、12月新規開始件数として整理している。

第6節 広 報 活 動

次のとおり広報活動を行った。

(1) ホームページ

労働委員会の業務に対する県民の理解を深め、委員会制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の活動を随時掲載している。

(2) リスティング広告の活用

労働委員会の県民への認知度の向上と委員会制度の利用促進を図る目的で、Yahoo! で特定のキーワードを検索すると結果画面に労働委員会が上位に表示されるWeb広告を利用した。

(3) 「労働委員会リーフレット」の配布

労働委員会の業務に対する労使関係者の理解を深め、委員会諸制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の業務や利用手続を記載したリーフレットを配布している。

(4) 滋賀県労働広報紙『滋賀労働』における「労働委員会だより」の連載

滋賀県労働広報紙『滋賀労働』に労働委員会業務の紹介記事を連載している。

669号（3月） 不当労働行為事件のあらまし

670号（5月） 労使間のトラブルでお困りなら、まずはこちらに相談を！

671号（9月） 雇用のトラブルまず相談、次にあっせんを！

672号（12月） 無料の出前講座を実施しています！

※ 『滋賀労働』は、安定した労使関係の形成と労働者の福祉の向上を図るため、労働関係法規や労働福祉施策、職業能力開発施策等の情報提供を行う県の広報紙であり、年4回発行されている。発行部数は約4,000部であり、希望先にはメール配信を行っている。また、県ホームページにおいても公開されている。

(5) 月例労働相談の周知・広報

毎月開催する月例労働相談の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等、約4,650箇所案内チラシを約12,000部配布した。また、労働委員会ホームページや新聞、県広報誌、テレビの県政情報番組等の広報媒体により紹介した。

(6) 無料労働相談会の周知・広報

10月開催の無料労働相談会の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等、約4,700箇所案内チラシ約7,100部を配布した。また、労働委員会ホームページ、新聞、相談会開催市広報誌等の広報媒体により紹介した。その他、相談会開催市へ訪問し労働委員会の活動や労働相談会の紹介を行った。

(7) 出前講座における労働委員会の紹介

出前講座において、労働委員会の業務や利用手続等を紹介した。

(8) 滋賀県立施設との連携による啓発

県立図書館および県立男女共同参画センターにおいて、10月労働相談会のポスター掲示や労働

に関する本の展示コーナーを設置し、労働委員会と10月労働相談会の周知をはかった。

○県立図書館でのポスター掲示、図書展示の様子



○男女共同参画センターでのポスター掲示の様子



○男女共同参画センターでの労働に関する図書展示の様子



(9) 近江鉄道でのポスター掲示

近江鉄道の各駅に10月労働相談会を周知するポスター掲示を行った

資 料

資 料

1 取扱事件統計（滋賀県労働委員会取扱分）

（1）不当労働行為事件年別取扱件数・終結状況表

ア 旧法下におけるもの

区分 年	前年 繰越	新規 申立	計	終 結 件 数					次年 繰越
				処罰 請求	戒告書 手 交	あっせん 的解決	却下	計	
昭和21									
昭和22		3	3			3		3	
昭和23		3	3	1		1	1	3	
昭和24		6	6		4	1	1	6	
計		12		1	4	5	2	12	

イ 現行法下におけるもの

区分 年	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	終 結 件 数							次 年 繰 越	
				取下和解			命令決定					終 結 計
				取下	無関与	関 与	全 救	一 救	棄 却	却 下		
昭和24		3	3	1		2					3	
昭和25		8	8		2	3	1		1		7	1
昭和26	1	2	3			1	1			1	3	
昭和27		3	3	1	1	1					3	
昭和28		9	9		1	6					7	2
昭和29	2	11	13	4	1	5			3		13	
昭和30		8	8			7					7	1
小計		44		6	5	25	2		4	1	43	
昭和31	1	8	9	1		7		1			9	
昭和32		8	8		4	3					7	1
昭和33	1	7	8		4	3					7	1
昭和34	1	3	4		1			1			2	2
昭和35	2	1	3			2					2	1
昭和36	1	3	4	1		2					3	1
昭和37	1	8	9	1	1	5					7	2
昭和38	2	5	7			5					5	2
昭和39	2	2	4	1	1						2	2
昭和40	2	1	3			2		1			3	
小計		46		4	11	29		3			47	
昭和41		3	3			2					2	1
昭和42	1	5	6	1		1					2	4
昭和43	4		4			1			1	1	3	1
昭和44	1	3	4		1	1					2	2
昭和45	2	13	15	1		11					12	3
昭和46	3	3	6	3				1			4	2
昭和47	2	4	6	1		2					3	3
昭和48	3	6	9		2						2	7
昭和49	7	4	11		1	4	2	1			8	3
昭和50	3	4	7			3	1				4	3
小計		45		6	4	25	3	2	1	1	42	
昭和51	3	5	8	3		1	2				6	2
昭和52	2	4	6			2					2	4
昭和53	4	2	6	1		1	1				3	3
昭和54	3	4	7			4		1			5	2
昭和55	2	8	10	2			2				4	6
昭和56	6	3	9	1		2		1			4	5
昭和57	5	4	9	1		2		2			5	4
昭和58	4		4	1							1	3
昭和59	3	2	5	1		1		1			3	2
昭和60	2	2	4			1	1	1			3	1
小計		34		10		14	6	6			36	

区分 年	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	終 結 件 数								次 年 繰 越
				取下・和解			命令決定				終結 計	
				取下	無関与	関与	全救	一救	棄却	却下		
昭和61	1		1									1
昭和62	1	2	3		1						1	2
昭和63	2		2			1					1	1
平成元	1	1	2				1	1			2	
平成 2		1	1			1					1	
平成 3												
平成 4		1	1									1
平成 5	1	1	2			1					1	1
平成 6	1		1									1
平成 7	1	1	2					1			1	1
小計		7			1	3	1	2			7	
平成 8	1		1			1					1	
平成 9		3	3	1							1	2
平成10	2	1	3			1					1	2
平成11	2		2					1			1	1
平成12	1	1	2		1						1	1
平成13	1		1			1					1	
平成14												
平成15		2	2	2							2	
平成16		5	5	1		2					3	2
平成17	2	2	4			2	1				3	1
小計		14		4	1	7	1	1			14	
平成18	1	6	7			2		1			3	4
平成19	4	2	6		1	3	1				5	1
平成20	1	4	5			1					1	4
平成21	4	6	10		1	1	1		1		4	6
平成22	6	10	16			1		3			4	12
平成23	12	3	15	1	1	3		5	1		11	4
平成24	4	2	6	1		2			2		5	1
平成25	1	2	3						1		1	2
平成26	2	1	3					1			1	2
平成27	2	5	7			4			2		6	1
小計		41		2	3	17	2	10	7		41	
平成28	1	3	4			3					3	1
平成29	1	1	2	1				1			2	
平成30												
令和元												
令和 2		2	2	1							1	1
令和 3	1		1						1		1	
令和 4												
令和 5												
令和 6		1	1			1					1	
合計		238		34	25	124	15	25	13	2	238	

(2) 調整事件年別取扱件数・終結状況表

ア 集団的労使紛争

年	区分	あ　　っ　　せ　　ん						調　　停								
		繰越	新規	計	結　　果				繰越	新規	計	結　　果				
					取下	解決	打切	繰越				移管	解決	打切	不調	繰越
昭和21																
昭和22			14	14	2	9	1	2		4	4	1	2			1
昭和23	2	19	21	1	16	2	2	1	3	4		1	1	2		
昭和24	2	23	25	3	20	2			1	1		1				
昭和25		21	21	1	19		1		3	3		2		1		
昭和26	1	18	19		17	2			3	3		2	1			
昭和27		18	18	1	14	3			1	1				1		
昭和28		13	13	1	12				2	2		2				
昭和29		10	10	1	9				2	2		1		1		
昭和30		24	24	5	16	2	1		1	1				1		
小計		160		15	132	12			20		1	11	2	6		
昭和31	1	9	10		10											
昭和32		9	9		8	1										
昭和33		15	15		15											
昭和34		9	9		6	3										
昭和35		13	13	1	12											
昭和36		20	20		19	1										
昭和37		13	13		13											
昭和38		17	17	1	13	3										
昭和39		7	7		7											
昭和40		21	21		19	1	1									
小計		133		2	122	9										
昭和41	1	29	30	1	25	4										
昭和42		12	12		10	2										
昭和43		4	4	1	2	1										
昭和44		18	18	2	14	2										
昭和45		13	13	1	7	3										
昭和46	2	12	14	1	9	4										
昭和47		13	13	1	10	2										
昭和48		7	7	1	5	1										
昭和49		13	13	3	8	2										
昭和50		11	11	4	4	3										
小計		132		15	94	24										
昭和51		9	9	3	6											
昭和52		7	7	2	3	2										
昭和53		5	5	1	2	2										
昭和54		6	6	1	4	1										
昭和55		6	6		2	3	1									
昭和56	1	10	11	2	6	3										
昭和57		2	2		2											
昭和58		6	6	2	4											
昭和59		15	15	1	8	6										
昭和60		2	2		2											
小計		68		12	39	17										
昭和61		5	5		3	2										
昭和62		3	3		1	2										
昭和63		1	1			1										
平成元		4	4	2		1	1									
平成 2	1	4	5	1	2	2										
平成 3		3	3		2	1										
平成 4		3	3	1	2											
平成 5		2	2		1	1										
平成 6		2	2	1	1											
平成 7		1	1			1										
小計		28		5	12	11										

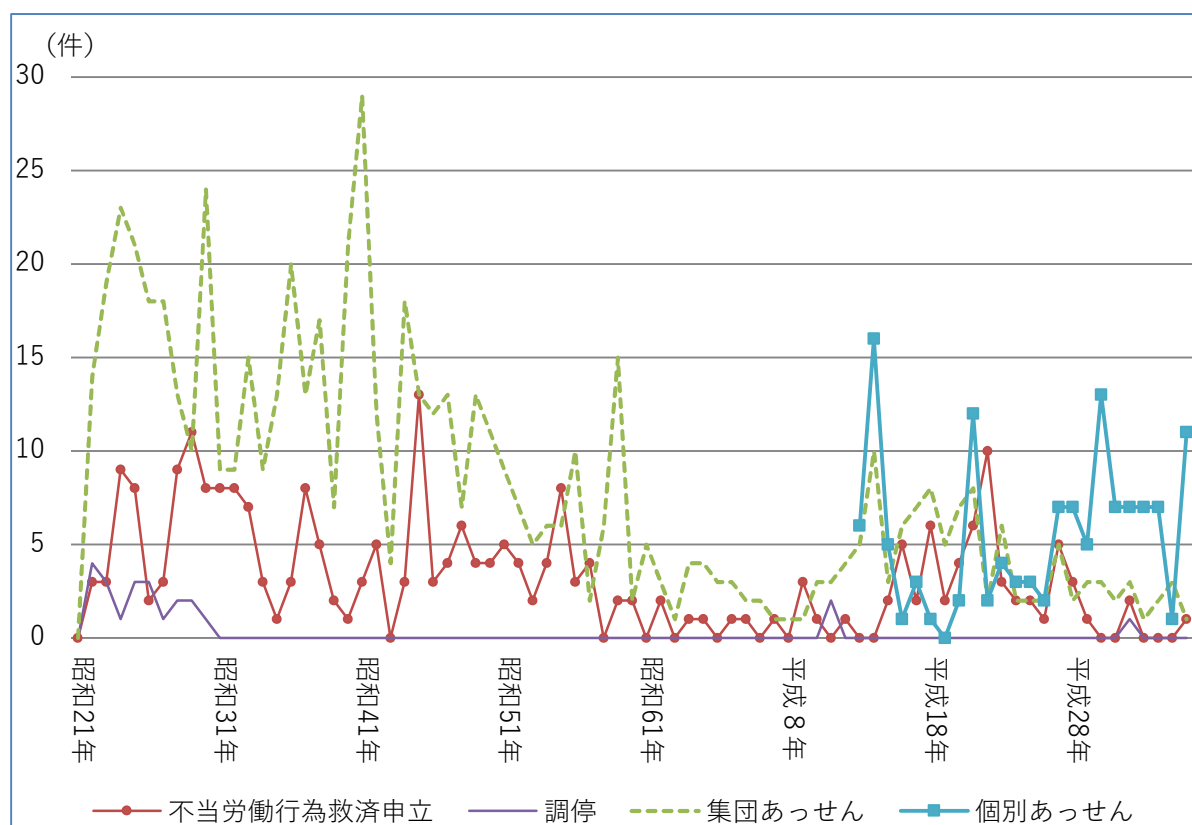
区分 年	あ　　っ　　せ　　ん							調　　停							
	繰越	新規	計	結　　果				繰越	新規	計	結　　果				
				取下	解決	打切	繰越				移管	解決	打切	不調	繰越
平成 8		1	1	1											
平成 9		1	1		1										
平成10		3	3		2	1									
平成11		3	3		2	1			2	2				2	
平成12		4	4		1	2	1								
平成13	1	5	6	3	1	1	1								
平成14	1	10	11	1	4	6									
平成15		3	3			2	1								
平成16	1	6	7	2	3	2									
平成17		7	7		1	2	4								
小計		43		7	15	17			2					2	
平成18	4	8	12	2	2	6	2								
平成19	2	5	7	1	3	2	1								
平成20	1	7	8	2	1	3	2								
平成21	2	8	10	2	3	4	1								
平成22	1	2	3	2		1									
平成23		6	6		4	1	1								
平成24	1	2	3			3									
平成25		2	2		1	1									
平成26		2	2			2									
平成27		5	5		3	2									
小計		47		9	17	25									
平成28		2	2		1	1									
平成29		3	3		1	1	1								
平成30	1	3	4		1	3									
令和元		2	2			2									
令和 2		3	3	2	1				1	1			1		
令和 3		1	1	1											
令和 4		2	2		1		1								
令和 5	1	3	4		2		2								
令和 6	2	1	3		3										
合計		631		68	441	122			23		1	11	3	8	

イ 個別的労使紛争

区分 年	あ っ せ ん							
	繰越	新規	計	結 果				
				取下	解決	打切	不開始	繰越
平成13		6	6		2	1	1	2
平成14	2	16	18	2	11	3	1	1
平成15	1	5	6	3	1	2		
平成16		1	1			1		
平成17		3	3		1	2		
平成18		1	1		1			
平成19								
平成20		2	2			1	1	
平成21		12	12		1	9		2
平成22	2	2	4	1		3		
小計		48		6	17	22	3	
平成23		4	4			4		
平成24		3	3		2	1		
平成25		3	3	1		2		
平成26		2	2		1			1
平成27	1	7	8		4	4		
平成28		7	7		4	2		1
平成29	1	5	6		2	4		
平成30		13	13	2	7	3	1	
令和元		7	7		1	5		1
令和2	1	7	8	4		3		1
小計		58		7	21	28	1	
令和3	1	7	8	2	1	4		1
令和4	1	7	8	1	5	2		
令和5		1	1			1		
令和6		11	11		6	4		1
合計		132		16	50	61	4	

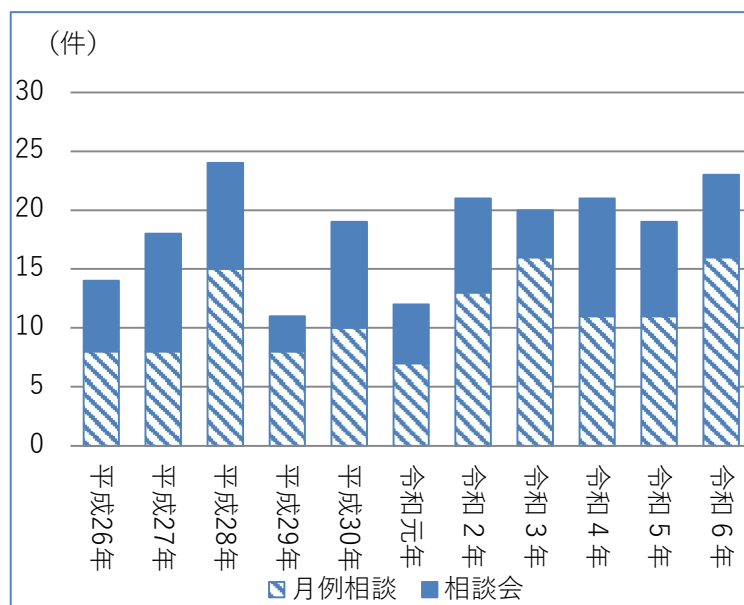
2 事件および労働相談の取扱件数の推移

(1) 不当労働行為、あっせん等の推移



(2) 労働相談の推移

区分	月例相談	10月相談会	合計
平成26年	8	6	14
平成27年	8	10	18
平成28年	15	9	24
平成29年	8	3	11
平成30年	10	9	19
令和元年	7	5	12
令和2年	13	8	21
令和3年	16	4	20
令和4年	11	10	21
令和5年	11	8	19
令和6年	16	7	23



3 労働組合状況

(1) 滋賀県および全国の労働組合数・組合員数の推移

(各年6月30日現在)

区分 年次	滋 賀 県							全 国		
	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		推定 組織率	組合数	組合員数	推定 組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数				
	組合	人	組合	人	%	%	%	組合	人	%
平成3年	801	122,961	8	2,591	1.0	2.2	25.9	71,685	12,322,884	24.5
平成4年	800	125,415	△ 1	2,454	△ 0.1	2.0	25.9	71,881	12,470,958	24.4
平成5年	794	126,890	△ 6	1,475	△ 0.8	1.2	25.8	71,501	12,586,964	24.2
平成6年	795	127,447	1	557	0.1	0.4	25.4	71,674	12,619,467	24.1
平成7年	784	125,710	△ 11	△ 1,737	△ 1.4	△ 1.4	24.6	70,839	12,495,304	23.8
平成8年	792	123,351	8	△ 2,359	1.0	△ 1.9	23.7	70,699	12,331,252	23.2
平成9年	795	123,063	3	△ 288	0.4	△ 0.2	23.5	70,821	12,167,594	22.6
平成10年	783	121,460	△ 12	△ 1,603	△ 1.5	△ 1.3	23.1	70,084	11,987,178	22.4
平成11年	777	119,177	△ 6	△ 2,283	△ 0.8	△ 1.9	22.6	69,387	11,706,419	22.2
平成12年	767	116,287	△ 10	△ 2,890	△ 1.3	△ 2.4	21.9	68,737	11,425,804	21.5
平成13年	766	114,097	△ 1	△ 2,190	△ 0.1	△ 1.9	21.4	67,706	11,098,530	20.7
平成14年	756	109,134	△ 10	△ 4,963	△ 1.3	△ 4.3	20.4	65,642	10,707,978	20.2
平成15年	779	106,259	23	△ 2,875	3.0	△ 2.6	19.9	63,955	10,437,123	19.6
平成16年	763	102,745	△ 16	△ 3,514	△ 2.1	△ 3.3	19.2	62,805	10,209,154	19.2
平成17年	734	100,067	△ 29	△ 2,678	△ 3.8	△ 2.6	18.7	61,178	10,034,433	18.7
平成18年	718	100,176	△ 16	109	△ 2.2	0.1	18.6	59,019	9,961,299	18.2
平成19年	711	99,873	△ 7	△ 303	△ 1.0	△ 0.3	18.0	58,265	10,002,426	18.1
平成20年	715	100,061	4	188	0.6	0.2	17.4	57,197	9,988,736	18.1
平成21年	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0	17.2	56,347	10,006,062	18.5
平成22年	736	102,131	△ 7	43	△ 0.9	0.0	17.2	55,910	9,988,454	18.5
平成23年	734	101,010	△ 2	△ 1,121	△ 0.3	△ 1.1	17.0	55,148	9,897,349	18.1
平成24年	744	101,360	10	350	1.4	0.3	17.1	54,773	9,830,867	17.9
平成25年	738	100,478	△ 6	△ 882	△ 0.8	△ 0.9	16.9	54,182	9,821,611	17.7
平成26年	736	99,249	△ 2	△ 1,229	△ 0.3	△ 1.2	16.7	53,528	9,777,253	17.5
平成27年	724	97,852	△ 12	△ 1,397	△ 1.6	△ 1.4	16.3	52,768	9,825,300	17.4
平成28年	714	98,416	△ 10	564	△ 1.4	0.6	16.2	51,967	9,883,500	17.3
平成29年	705	100,025	△ 9	1,609	△ 1.3	1.6	16.2	51,325	9,915,574	17.1
平成30年	709	101,659	4	1,634	0.6	1.6	16.2	50,740	9,996,004	17.0
令和元年	708	101,898	△ 1	239	△ 0.1	0.2	16.0	49,925	10,015,801	16.7
令和2年	703	103,817	△ 5	1,919	△ 0.7	1.9	16.5	49,098	10,044,063	17.1
令和3年	697	104,742	△ 6	925	△ 0.9	0.9	17.1	48,239	10,011,229	16.9
令和4年	691	104,098	△ 6	△ 644	△ 0.9	△ 0.6	16.8	47,495	9,927,292	16.5
令和5年	675	100,090	△ 16	△ 4,008	△ 2.3	△ 3.9	16.0	46,704	9,874,528	16.3
令和6年	669	99,792	△ 6	△ 298	△ 0.9	△ 0.3	15.8	45,819	9,851,161	16.1

(2) 滋賀県の産業別労働組合数・組合員数の状況

(令和6年6月30日現在)

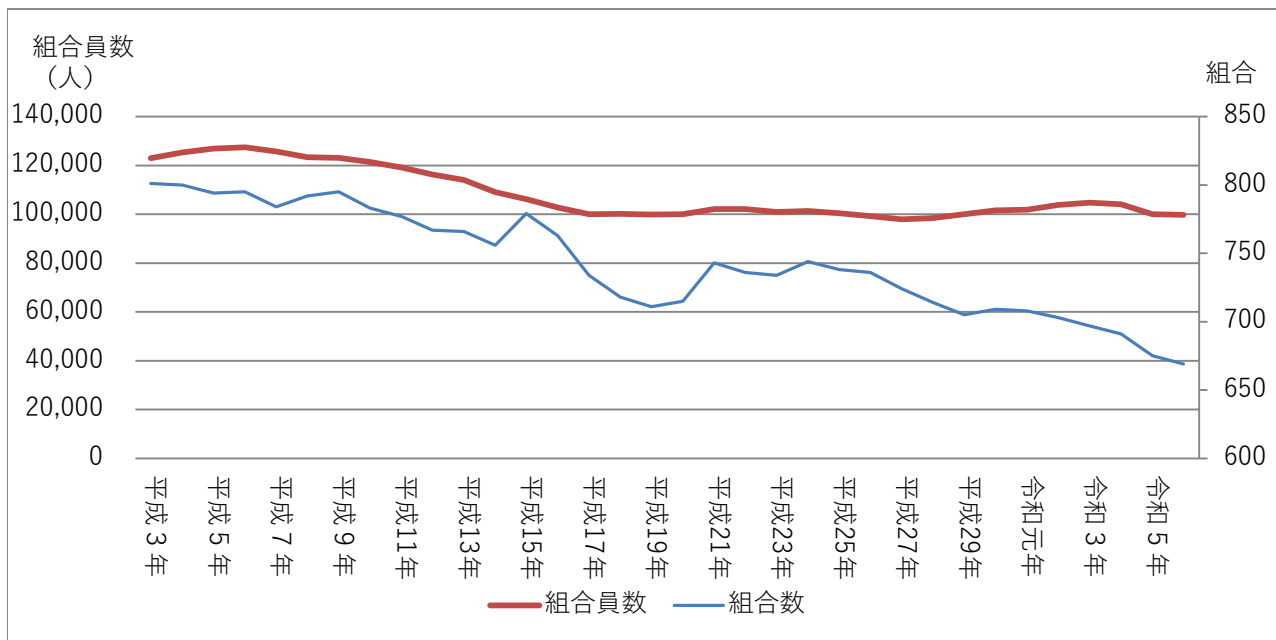
業 種	組 合 数		組 合 員 数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
農 業 , 林 業	2	0.3	16	0.0	0	0	0.0	0.0
建 設 業	24	3.6	5,153	5.2	0	751	0.0	17.1
製 造 業	254	38.0	57,885	58.0	△ 3	△ 375	△ 1.2	△ 0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.2	794	0.8	0	△ 2	0.0	△ 0.3
情 報 通 信 業	6	0.9	1,052	1.1	0	10	0.0	1.0
運 輸 業 , 郵 便 業	61	9.1	2,949	3.0	△ 3	△ 284	△ 4.7	△ 8.8
卸 売 業 , 小 売 業	98	14.6	5,226	5.2	2	3	2.1	0.1
金 融 業 , 保 険 業	17	2.5	4,205	4.2	1	45	6.3	1.1
不動産業, 物品賃貸業	0	0.0	0	0.0	0	0	—	—
学術研究, 専門・技術サービス業	6	0.9	803	0.8	0	11	0.0	1.4
宿泊業, 飲食サービス業	4	0.6	1,101	1.1	0	△ 2	0.0	△ 0.2
生活関連サービス業, 娯楽業	6	0.9	1,348	1.4	0	△ 28	0.0	△ 2.0
教育, 学習支援業	42	6.3	3,221	3.2	0	△ 37	0.0	△ 1.1
医 療 , 福 祉	56	8.4	4,053	4.1	△ 2	△ 173	△ 3.4	△ 4.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	14	2.1	3,117	3.1	0	△ 67	0.0	△ 2.1
サービス業 (他に分類されないもの)	5	0.7	803	0.8	0	3	0.0	0.4
公 務	65	9.7	8,064	8.1	△ 1	△ 145	△ 1.5	△ 1.8
分 類 不 能 の 産 業	1	0.1	2	0.0	0	△ 8	0.0	△ 80.0
合 計	669	100.0	99,792	100.0	△ 6	△ 298	△ 0.9	△ 0.3

(3) 滋賀県の適用法規別組織の状況

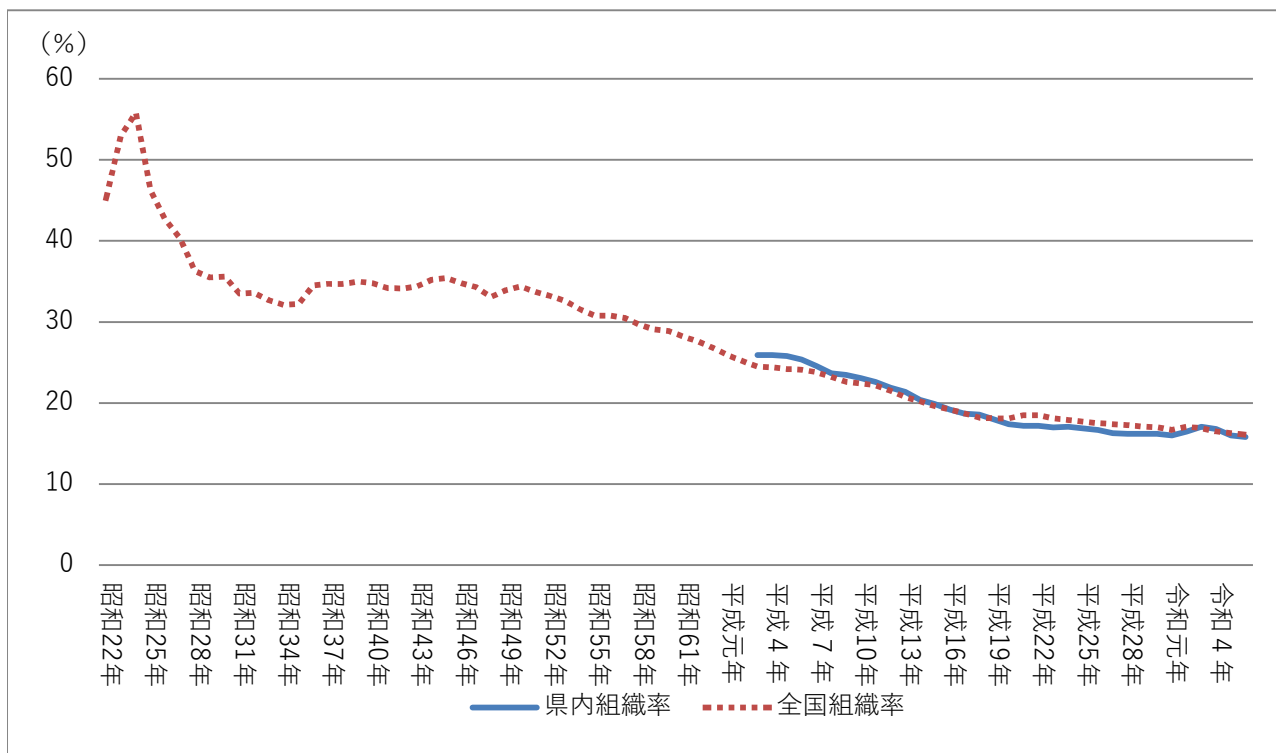
(令和6年6月30日現在)

適用法規	組 合 数		組 合 員 数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
労 働 組 合 法	569	85.1	86,672	86.9	△ 3	45	△ 0.5	0.1
行政執行法人の 労働関係に関する法律	1	0.1	430	0.4	0	△ 1	0.0	△ 0.2
地方公営企業等の 労働関係に関する法律	8	1.2	669	0.7	0	14	0.0	2.1
国 家 公 務 員 法	17	2.5	447	0.4	△ 1	△ 27	△ 5.6	△ 5.7
地 方 公 務 員 法	74	11.1	11,574	11.6	△ 2	△ 329	△ 2.6	△ 2.8
合 計	669	100.0	99,792	100.0	△ 6	△ 298	△ 0.9	△ 0.3

(4) 滋賀県の労働組合員数と組合数の推移



(5) 滋賀県および全国の推定組織率の推移



4 歴代委員名簿

(◎は会長、○は会長代理)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第1期 昭21.3.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大橋 幸雄 六雄 慶哉 (21.11.8 退任) 平口 正雄 成宮 嘉造 (21.11.8 就任)	戸崎藤次郎 (21.9.9 退任) 矢尾喜三郎 尾上幸太郎 神山勝次郎 中野 良三 (21.7.15退任) 松田 勝利 (21.7.15就任) 小野 隆史 (21.9.9 就任)	原 義雄 夏川鐵之助 後藤 悌次 田井中信一 小西幾太郎
第2期 昭22.3.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大橋 幸雄 平口 正雄 成宮 嘉造	松田 勝利 小野 隆史 間宮重一郎 富田源太郎 山下 順吉	原 義雄 辻 秀男 伊庭栄次郎 秋田 壽雄 荻田惣治郎
第3期 昭23.3.5	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 平口 正雄 (23.9.30退任) 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一 (23.10.1 就任)	松田 勝利 間宮重一郎 尾上幸太郎 川村 鶴吉 菱田繁太郎	原 義雄 辻 秀男 細川 俊二 黒川 寛一 (23.9.30退任) 小山栄八郎 大坪 武彦 (23.10.1 就任)
第4期 昭24.4.2	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一	松田 勝利 間宮重一郎 尾上幸太郎 米木安太郎 山本 行雄	辻 秀男 細川 俊二 大坪 武彦 高橋 定男 野上智賀雄
第5期 昭25.4.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一	松田 勝利 間宮重一郎 米木安太郎 山極 秋男 森 英一	辻 秀男 細川 俊二 大坪 武彦 高橋 定男 野上智賀雄 (25.6.30退任) 三村 五郎 (25.6.30就任)
第6期 昭26.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○松好 貞夫 西村 関一 齋藤 武生	松田 勝利 間宮重一郎 山村源一郎 中村 彰三 岩崎 正次	辻 秀男 大坪 武彦 三村 五郎 若林 栄三 中川 一夫
第7期 昭27.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○松好 貞夫 西村 関一 齋藤 武生	松田 勝利 間宮重一郎 岩崎 正次 山極 秋男 青谷 佐一	大坪 武彦 中川 一夫 田井中信一 谷村久太郎 津田 直次
第8期 昭28.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○西村 関一 齋藤 武生 中津 忠次	松田 勝利 岩崎 正次 青谷 佐一 上田 正一 寺田 忠一	大坪 武彦 中川 一夫 谷村久太郎 津田 直次 林 昌蔵 (28.6.1 就任)
第9期 昭29.4.1	◎竹内角左衛門 ○西村 関一 齋藤 武生 中津 忠次 森 順次	岩崎 正次 青谷 佐一 上田 正一 安井 秀吉 山極 秋男	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 林 昌蔵 田井中信一
第10期 昭30.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 浜本 貞芳	岩崎 正次 上田 正一 西田 八郎 野口 博 宮崎 幸男	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 林 昌蔵 横田正治郎 (30.5.19就任)
第11期 昭31.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	宮崎 幸男 八木 進一 中井 定栄 村田 重三 石井 寛二	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 横田正治郎 野上智賀雄

区 分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第12期 昭32.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	八木 進一 中井 定栄 村田 重三 国松 平一 木田長二郎	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 横田正治郎 野上智賀雄
第13期 昭33.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	八木 進一 中井 定栄 村田 重三 国松 平一 木田長二郎	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 桂 弘 (33.12.31退任) 内田 敏夫 (34.1.1 就任)
第14期 昭34.5.1	○齋藤 武生 ◎中津 忠次 森 順次 玉置 保 渡辺 信男	八木 進一 (35.3.16退任) 村田 重三 西田 八郎 飯田 勝一 松本 慶雄	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫
第15期 昭35.6.16	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 今宿 次雄 (35.9.30退任) 野崎 貫一 (36.1.16就任)	村田 重三 西田 八郎 松本 慶雄 八木 進一 山極 秋男	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫
第16期 昭36.8.1	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 野崎 貫一 (37.11.7 退任)	村田 重三 西田 八郎 八木 進一 中井 定栄 本郷 三郎	中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫 西川 知義 (37.5.31退任)
第17期 昭38.6.22	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 北川 正夫	村田 重三 西田 八郎 中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫	中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫 (39.4.15退任) 長尾 宣蔵 永井 俊夫 (39.5.1 就任)
第18期 昭40.9.7	齋藤 武生 ◎玉置 保 ○渡辺 信男 (41.6.25退任) 北川 正夫 (41.7.8 会長代理就任) 西藤 雅夫 石原 即昭 (41.8.1 就任)	村田 重三 中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫 八木 進一	中川 一夫 横田正治郎 田辺 英夫 (41.5.31退任) 野間 勇 三浦 純二 岸井 淳 (41.6.20就任)
第19期 昭41.11.16	◎玉置 保 ○北川 正夫 (43.9.15死去) 西藤 雅夫 (43.9.27 会長代理就任) 石原 即昭 砂崎 宏 (43.7.16退任) 五月女 轟 (43.9.11就任)	中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫 八木 進一 (43.3.18退任) (43.5.1 就任) 植山 進	中川 一夫 横田正治郎 野間 勇 三浦 純二 (43.3.31退任) 岸井 淳 (42.6.30退任) 高橋 正秋 (42.7.1 就任) (43.5.31退任) 青木 一磨 (43.5.1 就任) 小川三樹雄 (43.6.21就任)
第20期 昭43.11.16	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 轟 浅野 亨	中井 定栄 本郷 静夫 八木 進一 植山 進 (44.2.28退任) 武富 寛幸 安藤 義男 (44.4.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 野間 勇 (45.1.31退任) 青木 一磨 小川三樹雄 大坪 武輝 (45.4.10就任)
第21期 昭45.11.16	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 轟 浅野 亨	中井 定栄 本郷 静夫 八木 進一 (46.3.29退任) 安藤 義男 浅川 辰巳 堀 保昭 (46.6.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 青木 一磨 小川三樹雄 大坪 武輝 (47.5.31退任) 中谷 寿保 (47.6.16就任)

区 分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第22期 昭48.1.26	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 轟 浅野 亨 (48.10.25死去) 北川 和夫 (48.12.15就任)	中井 定栄 本郷 静夫 安藤 義男 (48.4.6 退任) 堀 保昭 八木 進一 吉村 眞明 (48.5.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 中谷 寿保 森井 清二 加藤 良男
第23期 昭50.2.12	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 西川 良三 越後 和典	中井 定栄 (50.10.31退任) 本郷 静夫 堀 保昭 吉村 眞明 杉山 善一 山本 勝 (50.11.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 森井 清二 (50.5.31退任) 加藤 良男 (51.6.10退任) 米山 一光 塚本伊久男 (50.7.1 就任) 長岡 裕 (51.7.1 就任)
第24期 昭52.3.14	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	本郷 静夫 吉村 眞明 山本 勝 久保 晴彦 東郷 榮司	中川 一夫 横田正治郎 米山 一光 塚本伊久男 (52.7.1 退任) 長岡 裕 (52.12.5 退任) 尾崎 保久 (52.8.1 就任) 向井 正一 (53.1.15就任)
第25期 昭54.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	本郷 静夫 (54.12.14退任) 吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 榎藤 栄治 星 伸雄 (54.12.15就任)	中川 一夫 米山 一光 (54.7.31退任) 尾崎 保久 (54.7.31退任) 向井 正一 藤田莊次郎 松岡 喬 (54.8.1 就任) (55.7.22退任) 高橋宗治郎 (54.8.1 就任) 前川 好弘 (55.7.23就任)
第26期 昭56.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 榎藤 栄治 中島 清	中川 一夫 向井 正一 (57.7.31退任) 藤田莊次郎 (57.1.29死去) 高橋宗治郎 前川 好弘 竹内 康彦 (57.3.12就任) 今泉 房一 (57.8.1 就任)
第27期 昭58.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 中島 清 (58.8.31退任) 西田 幸男 寄本 道男 (58.9.1 就任)	高橋宗治郎 (59.5.31退任) 前川 好弘 竹内 康彦 今泉 房一 高橋 政之 近藤 功 (59.6.1 就任)
第28期 昭60.4.1	◎玉置 保 (61.7.31会長辞任) ○石原 即昭 (61.8.1 会長就任) 北川 和夫 越後 和典 (61.8.1 会長代理就任) 春日 昂郎	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 西田 幸男 寄本 道男	前川 好弘 (60.10.31退任) 竹内 康彦 今泉 房一 高橋 政之 近藤 功 岸尾 裕之 (60.11.1 就任)
第29期 昭62.4.1	◎石原 即昭 北川 和夫 ○越後 和典 水野喜代三 宮川 清	吉村 眞明 東郷 榮司 寄本 道男 仁科己代治 北村 謙	竹内 康彦 今泉 房一 (62.6.30退任) 高橋 政之 近藤 功 岸尾 裕之 (62.7.31退任) 上松 修巳 (62.7.1 就任) 瀬古 茂 (62.8.1 就任)

区 分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第30期 平元.4.1	○北川 和夫 ◎越後 和典 水野喜代三 宮川 清 遠藤幸太郎	東郷 榮司 寄本 道男 仁科己代治 北村 謙 (3.2.28退任) 吉川 浩次	竹内 康彦 高橋 政之 (2.3.31退任) 近藤 功 上松 修己 瀬古 茂 脇坂 宏 (2.4.1 就任)
第31期 平3.4.1	○北川 和夫 ◎越後 和典 水野喜代三 宮川 清 遠藤幸太郎	東郷 榮司 寄本 道男 吉川 浩次 山崎 長榮 徳村 泰佑	竹内 康彦 高橋 政之 (3.6.30退任) 上松 修己 瀬古 茂 脇坂 宏 小西 勉 (3.7.1 就任)
第32期 平5.4.1	◎北川 和夫 水野喜代三 ○宮川 清 遠藤幸太郎 富田 光彦	東郷 榮司 寄本 道男 (5.8.31退任) 吉川 浩次 山崎 長榮 徳村 泰佑 中村 信彬 (5.9.1 就任)	竹内 康彦 (5.6.30退任) 高橋 政之 瀬古 茂 脇坂 宏 小西 勉 廣瀬 一輝 (5.7.1 就任)
第33期 平7.4.1	水野喜代三 ◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫	東郷 榮司 吉川 浩次 (7.10.31退任) 山崎 長榮 (8.10.31退任) 徳村 泰佑 中村 信彬 (7.10.31退任) 松ヶ迫憲二 (7.11.1 就任) (8.11.30退任) 北川美津雄 (7.11.1 就任) 溝口 治夫 (8.11.1 就任) 福家 淑 (8.12.1 就任)	高橋 政之 瀬古 茂 脇坂 宏 (7.7.31退任) 小西 勉 廣瀬 一輝 柊 勝次 (7.8.1 就任)
第34期 平9.4.1	◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫 高土禮二郎	東郷 榮司 (9.12.31退任) 徳村 泰佑 北川美津雄 溝口 治夫 福家 淑 下戸 薫 (10.1.1 就任)	高橋 政之 瀬古 茂 小西 勉 (9.9.30退任) 廣瀬 一輝 柊 勝次 大場日出雄 (9.10.1 就任)
第35期 平11.4.1	◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子	北川美津雄 溝口 治夫 (13.3.19退任) 福家 淑 (11.11.4 退任) 浅尾 光雄 (11.12.24就任) 下戸 薫 能芝 明	高橋 政之 瀬古 茂 廣瀬 一輝 柊 勝次 大場日出雄
第36期 平13.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	北川美津雄 (14.1.15退任) 下戸 薫 能芝 明 浅尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 (14.3.18就任)	高橋 政之 瀬古 茂 廣瀬 一輝 柊 勝次 大場日出雄 (13.10.10退任) 杉原 清則 (13.12.1 就任)
第37期 平15.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	能芝 明 浅尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 小石さとみ	高橋 政之 廣瀬 一輝 杉原 清則 辻 淳夫 山口 朗
第38期 平17.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	能芝 明 浅尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 小石さとみ	廣瀬 一輝 杉原 清則 (17.5.31退任) 辻 淳夫 山口 朗 浦谷八代意 木村 武 (17.8.1 就任)

区 分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第39期 平19.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	淺尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 小石さとみ 清水 源次	廣瀬 一輝 辻 淳夫 山口 朗 浦谷八代意 木村 武
第40期 平21.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 吉澤 幸子 物江 和子 (22.8.31退任) 土井 裕明 中岡 研二 (22.11.10就任)	淺尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 清水 源次 (22.8.31退任) 宮武眞知子 白崎 直樹 (22.11.10就任)	辻 淳夫 山口 朗 木村 武 (21.6.30退任) 杉本 春雄 北川 益造 三村 明 (21.8.20就任) (22.5.31退任) 森岡 正樹 (22.8.1 就任)
第41期 平23.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子	淺尾 光雄 (23.12.31退任) 山崎 正雄 (24.9.30退任) 宮武眞知子 白崎 直樹 本郷 文男 (23.7.20退任) 村山 吉宏 (23.10.11就任) 畑 慎一 (24.1.5 就任) 鹿城 和彦 (24.10.25就任)	杉本 春雄 北川 益造 森岡 正樹 藤井 正男 中本 悦子
第42期 平25.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子	白崎 直樹 村山 吉宏 畑 慎一 (26.10.31退任) 鹿城 和彦 小石さとみ 中島 徹 (26.12.8 就任)	杉本 春雄 北川 益造 森岡 正樹 中本 悦子 北川 鉄樹
第43期 平27.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子	白崎 直樹 鹿城 和彦 (28.8.31退任) 小石さとみ 中島 徹 (28.10.31退任) 大塚耕太郎 (27.9.30退任) 川原 直利 (27.11.10就任) 鈴木 克典 (28.10.28就任) 池内 正博 (28.11.10就任)	杉本 春雄 北川 益造 森岡 正樹 (27.5.31退任) 中本 悦子 北川 鉄樹 吉田 晴彦 (27.8.5 就任) (28.12.31退任)
第44期 平29.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子	白崎 直樹 小石さとみ (29.8.31退任) 川原 直利 (30.2.28退任) 鈴木 克典 池内 正博 川瀬美智子 (29.9.1 就任) (30.3.31退任) 辻 喜則 (30.3.1 就任) 奥 美智子 (30.4.1 就任)	杉本 春雄 北川 益造 北川 鉄樹 山口 茂 清水しのぶ
第45期 平31.4.1	◎吉田 和宏 ○土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子 中 睦	白崎 直樹 鈴木 克典 (2.8.31退任) 池内 正博 辻 喜則 奥 美智子 (2.3.31退任) 大西 省三 (2.4.1 就任) 白木 宏司 (2.10.1 就任)	北川 益造 北川 鉄樹 山口 茂 清水しのぶ 吉田 郁雄 (2.9.30退任) 森本 勝 (2.11.1 就任)
第46期 令3.4.1	◎吉田 和宏 ○土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子 中 睦	白崎 直樹 池内 正博 辻 喜則 大西 省三 白木 宏司	北川 鉄樹 山口 茂 (3.11.30退任) 森本 勝 寺田美弥子 中作 佳正 富田 俊昭 (4.2.1 就任)

区 分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第47期 令5.4.1	◎吉田 和宏 ○土井 裕明 中岡 研二（6.12.31退任） 奥田 香子 中 睦	白崎 直樹 池内 正博（6.10.31退任） 辻 喜則（5.10.31退任） 大西 省三 白木 宏司 榎並 典朗（6.2.1 就任）	北川 鉄樹（6.3.31退任） 森本 勝（5.12.31退任） 寺田美弥子（6.3.31退任） 中作 佳正 富田 俊昭（5.8.31退任） 緒方 章宏（5.11.1 就任） 川西 民雄（6.1.1 就任） 城月 祐子（6.4.1 就任） 西川 勝之（6.4.1 就任）

滋賀県労働委員会年報

－令和 6 年版－

刊行年月日	令和 7 年 3 月
主 管 課 名	滋賀県労働委員会事務局
所 在 地	大津市京町四丁目 1 － 1
電 話 番 号	077-528-4472
F A X 番 号	077-528-4972
電子メール	le00@pref.shiga.lg.jp
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/
滋賀県労働委員会ホームページQRコード	

